

平成29年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成29年9月11日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第40号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第41号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第42号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第43号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成28年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成28年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出認定について
認定第4号 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成28年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成28年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成28年度幸田町下水道事業特別利益の処分及び決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
建設部次長	尾関義彰君	教育部次長兼 学校教育課長	牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長	金澤惣一郎君	会計管理者兼 出納室長	林敏幸君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日、配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は16名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、2番 伊與田伸吾君、3番 稲吉照夫君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第40号議案から第46号議案までの7件と認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき、15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第40号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 45議案につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する条例に基づいて、条例を改正するものでありますけれども、そのもとになります地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正でございますけれども、これにつきましては一定所得以上の人の利用料を3割負担にすることから、地域共生社会の実現という名で高齢者、障害者、障害児などの施策に関する国・自治体の公的責任、これを大幅に後退させかねない仕組みづくりも含まれているというものでございます。

今回の改正では、被保険者等に関する調査に係る罰則の対象に第2号被保険者の配偶者、世帯主及び世帯員を加えるという内容で、罰則規定が強化されたものでありますけれども、これについて、この強化された理由につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから今回の地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部改正をする法律というものが本年7月1日に施行されたということに伴いまして、上位法が改正されたことによりまして、本町の介護保険条例もそれに伴いまして改正のほうを今回、させていただくものでございます。

その条文の中で、おっしゃいましたとおり202条、214条の中で、2号被保険者の配偶者そしてその世帯に属する者に対しましても調査の対象とさせていただくというようなものでございます。

これにつきましては、確かに範囲としてこれまでその方々を除いたところで調査が必要な場合は行わせていただくものであったわけでございますが、そういった方々に対しましても介護保険の事務を行っていく上で必要な方々になっていくということで、被保険者に対しまして質問調査を行う場合に事務上、マイナンバー制度における庁舎内の情報連携ですとか庁内連携の際に、本人の同意というものがこの規定がない場合は必要になってきますので、そういった意味におきまして同意を必要としなくてもそのものについては必要に応じて情報収集させていただくというような形になるということになりますので、今回のこの条例改正をさせていただいたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） マイナンバー制度の導入によってこれが情報の一括管理というこ

とで、その番号によって本人の情報が得られる。そしてその実態が情報を得て、本人の同意なくして情報を得られるというその仕組みづくりということでございますけれども、この地域包括ケアシステム強化につきましては、自立支援あるいは重度化防止ということで、上位法はうたってございますけれども、この内容の1つの手段として本人同意がなくてもその世帯の状況が調査できるということなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、この罰則規定でございますけれども、今までに罰則規定が行われた事例としてあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうからこの規定によりまして本人の同意なくこの調査というものが可能になるかどうかというようなことでございます。

確かにこれは調査上、虚偽の、これは罰則ですので、調査におきましてはこれは運用上、必要とあった場合は調査も可能になるというようなことでありまして、必ずこれを調査を念頭にこのものを条例改正を行っておるというものではございません。ですので、これまでの本町において、この罰則規定を行使したというような事例はないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このマイナンバーによって本人の情報が一括管理をされ、それが庁内連携のもとにその担当として情報を見ることができると。このマイナンバーにつきましては、情報の漏えいというものも大きな問題になってきている中で、全てこのように一括管理されてしまえば、例えば、それが漏れてしまった場合、どうなるのかということも考えられるわけでありまして、今、ほかの自治体の中でもマイナンバーの漏えいについて問題になっているところもあるわけでございます。

そうした点で、この情報について、どう管理していくのかということでございますが、それについてもお尋ねしたいと思います。

それから、不服申し立てでございます。例えば、運用上、必要になった場合、この情報を調査できるよということでございますが、例えば、本人といいますか同意がなくても調査できるわけですが、本人申請によるこれを拒否をした場合、あるいは不服申し立てがあった場合、その対応としてはどのようなことになるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、確かに法に基づく事務の取り扱いの中には、当然、マイナンバーというものが含まれてきておるところでございます。同時に、マイナンバーを利用するに当たりましての注意事項といいますか管理には、十分に配慮が求められてきておるところでございます。そういった面も含めまして、漏えいは確かにあってはならないことだというふうに思っておりますので、十分にそのところは事務を執行するに当たりましては、十分な配慮のもとでこれは行っておるところでございます。

また、不服申し立てということに関しましては、確かに虚偽の申請ですとかあるいはこちらが求めた資料あるいは答弁に対して答えないとかそういったことに関しましての過料というものを課すということが条文の中にあるわけなんですけれども、それに対し

まず不服申し立てということに関しましては、介護保険法の183条の規定に基づきまして都道府県知事、これは介護保険審査会に対しまして介護保険法192条の規定によりまして処分があったことを知った日の翌日から3カ月以内に審査請求を求めるということができるということになっておりますので、御本人から町が行った処分に対しましての不服申し立てをしたい場合はその規定に基づいて手続をしていただくということになるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 過料も発生するというのであります。やはりこの調査をするその調査内容というものについては、どのようなものが事例としてあるかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 調査の内容ということでございますので、介護保険を運用するに当たりまして、必要な情報ということになりますので、所得ですとかあるいは住基上の情報を初めとして生活関連にかかわる調査のいろいろなセクションで集めてみえる情報を必要に応じてこれは提供をいただくということになるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護に関する所得や生活関連の調査、これは介護認定をするときに調査をする内容も含まれているかというふうに思うわけですが、例えば、今までにこの罰則規定の事例はないということでございますけれども、じゃあ、今まではこの調査をどのようにしていたのか。本人、罰則規定が強化をされた。要するに対象拡大をしてきたということで、それが対象拡大をしてきた、これは今まで本人だけのものにかかわらず世帯あるいは配偶者、世帯全員を加えるというこういう内容にしたこの理由というものを、もう少し正確にお答えいただきたいなあとと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回の改正におきまして、従来どおり被保険者につきましては1号、2号にかかわらずこれは対象になっておったということではございます。2号の配偶者ですとか、あるいはその他、世帯に属する者に対しましても範囲が拡大ということでございます。

当然、介護保険を申請される方ということにつきましては、御本人が全て申し立てをできる状況ばかりではないということでございますので、当然、介護認定に当たりましての調査などにおきましても、配偶者ですとかその世帯に属する方々に対しましても聞き取りなどをするというようなことが当然、起きてきたということでございます。

通常ですと、1号被保険者が大体、対象であったわけなんですけども、2号になりますと特定疾病や何かにかかってみえて40歳から64歳の間の方であっても介護保険を使ってサービスを受けていただくというようなことになってくるということになっておりますので、元来、制度の形からすれば、この2号の今回、拡大された方々がもともと抜けるということではなくて介護保険を運用するに当たりまして、こういった方々も当然、お話を聞いて、そして必要に応じて介護認定をしていくというような流れになっていくのであるというふうに思っておりますので、上位の中では当然、こういった方々を

特に分けて、1号の配偶者ですとかその他に属する者はよくて、今回、改正になる前は
その方々を引かなくてもいいよということではなくて、やはり運用上は当然、必要にな
ってくるものであるということでありますので、今回、加えさせていただくことで関係
者の方には必要に応じてはちょっと調査をさせていただくというような状況になったと
いうふうなことであるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の説明を聞く限りでは、これはマイナンバーとは余り関係のな
いような説明に聞こえるわけですが、そうしますと、今の説明でいろいろなそ
の人が抱える問題、所得いろいろ、生活形態、病歴、それからそのケアについての情報
等、そういうものに関して言えば、これはマイナンバーによる調査だけでは済まないよ
うな気がするわけですが、なぜこのマイナンバーというのが先に出てくるのか。
その辺のところはちょっとよくわからないわけですが、その点について対象拡
大イコールマイナンバーになるのか、その点についてももう少し説明をいただきたいと
思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） マイナンバー制度における取り扱いがなぜ必要になってく
るかということでございますが、この介護保険の制度を運用するに当たりまして、当然、
私どもの介護保険部署だけで集められる情報だけではないということでございますので、
必要に応じて、これは上位法の中でマイナンバーの利用に関しましては庁舎内連携で情
報を集めるということが可能になっておるということでございます。

ただ、介護保険法の中では、そのところで一部、範囲をちょっと限定しておったと
いうことでありますので、関係の方々、全てこれは同意なく集めさせていただくとい
うことがもともとこの制度の上では可能であるべきというわけではないですけど、そう
いった取り扱いになったというふうに思っておりますので、必要に応じてほかの部署から
情報をいただくに当たりましてのために、このマイナンバー制度の規定を使用させてい
ただくというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改
正ということで条例改正が行われるわけでありますけれども、これがやはり住民負担強
化になってはならないということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 当然、この改正というものが住民の方の権利ですとか、あ
るいは介護保険制度を使うに当たっての障害になるようなことであってはならないとい
うふうに思っておりますので、そこら辺は十分、配慮の上で、この制度につきましては
運用をしていきたいという考えでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係資料の9ページになるかと思います。

この中で、「正当な理由」ということが書いてあります。まず、その正当な理由の範疇は何を語るのか、何を示すのか答弁をいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに条文の中には、「刑罰の正当な理由」というような表記をさせていただいておるところでございます。正当な理由とは確かによく条文の中でも使われることがあるわけなんですけども、今回、明確なこれならいいというちょっと定義があるわけではございませんが、誰の目から見ても罰するなどの処分に対してその理由に正当性がないということが明らかであるようなものであるというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 説明を聞きますと、正当な理由とは何ぞやとは、「やあ、この正当な理由っちゅうのはよう使われとるじゃないか、世間で」と。こういうことですよ、あなたの答弁は。

じゃあ、「正当な理由は定義は何だ」と言ったら、その人その人の判断でございますよと、こうことになるじゃん。あなたの答弁でいきますと、正当な理由とは世間でよく使われとるから正当な理由であって、じゃあその判断は誰がするのかと言ったら、それぞれの皆さんがそれぞれの思いでやりゃあいいじゃないかと。こういうことの内容があなたの答弁の内容だというふうに理解をいたしますが、それでよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かにこれは適用する法の内容によって正当な理由というものがそれぞれ出てくるのかなというふうに思うところでございます。

例えば、本件の場合におきましても、確かにこれは明確なものが、これならよくてこれならダメというところまでちょっと明確になってないわけなんですけれども、法の202条の規定に基づく質問調査におきまして、例えば、答えたくても災害等によって書類が逸失してしまっておったとか、あるいはこちらが質問をしたというときにおいて、例えば、心神喪失の状況によってそのときはちょっと誤った回答をしてしまったとか、状況によって必ず該当するものではなく個別の事例によってこれはちょっと判断されてくるものではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますとね、ここの9ページにもございますけれども、正当な理由がないよと。ないけれども、この資料を提出せよ、この内容と一緒にだという提示を命ぜられても、これに従わずという点からいくと、まず、ここでいけばその対象者たる住民は犯罪者と、そういう目線ですよ。犯罪者であっても口をぬぐって知らん顔してる人もおるわけなんですけども、そういう内容から言ったら、もう明らかにこの法の改正でいけば、正当な理由は何だというのは明確な規定はございませんと。私どもが判断をいたしますよと。こういうことですよ。

それで、提示を命ぜられるという点から命令ですよ。命令に従わずという点から行きますと、命令はめったやたらに出されるものではない。ここでいくと202条だと。202条の規定によるという形でくると。

じゃあ、この命じるといふ点からいけば、そこに至るまでの経過がなきゃあ権利の濫用になりますよね。その辺はどうですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 202条の調査、その方に対して調査することが必要になったということに関しまして、やはりこれは客観的に調査の必要があるというような判断基準というのか事例が認められるということのもとで行うものでありまして、これはこちらがめったやたら行うというようなものではないというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 「こちら側が」というのは行政側がめったやたらに使用したいがために書いたわけでしょう。めったやたらに使うものじゃございませんよと言いつつ、こういうところに至るように内容がなっとなって、正当な理由がなかったら、私どもが判断してやりますよということでしょう。

ですから、私、申し上げてるように、こういう点からいけば、まさに罰則を強化するだけじゃないのかと。その罰則を強化するその対象物はどこから言ってるかといったらマイナンバーだと。このマイナンバーができるときに、この議会でも申し上げたし、あなた方は否定しなかった。マイナンバーは、一旦、出せば、一旦、提出をすれば、あなた方が勝手にさまざまな分野、さまざまな部署で使い回しができますよと。

本来、そういうもんじゃないですよ。個人情報がいっぱい詰まったマイナンバー。その番号を強制的に知らせなきゃあならん、書かなきゃならんという法の規定はございますか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、マイナンバーの使う場合なんですけれども、これはやはりマイナンバーに関する法律の中で、利用ですとか情報の提供に関しましては詳細に規定をされておるということでございますので、そういった中に該当する事務において、これは利用が可能であるというふうに思っておるところでございます。

それから、介護保険の事務におきましても、上位法の中で、マイナンバーというものが確かに取り扱いの中に入っておるということではございます。ですので、窓口等で申請を受ける際に、提示を確かに求めるいるところではございますが、そのものがないということによりまして手続ができないとかそういったことではなく、確かに提示は求めますが受け付け等の申請においては、そのものを必ず本人からいただくなくても、そのことについては配慮をさせていただいておるというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、マイナンバーとは個人情報如山ほど詰まった情報が1枚のカードになっておりますよと。そのカードの番号やカードを提示されたときには、全部、知らされる。あなたも今、言われたように、本人の同意がなくてもやれますよと。こういうことですよ。ということは、もう既に、個人情報たるマイナンバーが、あなた方の使い回しの中にある1つの重要な資料という位置づけがあると。ですから、本人が「なんでだ」と言っても、いや、提示いただければ、協力していただければ、

そういうふうには判断をいたします、私どもがねと、行政が。あとは、使い勝手がいいようにやりますよというそういう情報を使い回して、この条例の内容は、さらに罰則を強化をしますよということですよ。

罰則というのは、何か違反なり違法行為があるからこそ罰則の規定ができる。じゃあ、ここで言うところの罰則というものは何なのかと。罰則はどういうことを示しておるのか。さらにそれをどういう形で強化をするのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 先ほども申させていただきました。マイナンバーにかかわる情報を当然、使わせていただく中で、この介護保険の業務というものは進めるということになりますので、法が認めておる状況の中で、本当に必要なもののみを使って事務のほうは取り扱っておるということでございます。

それから、罰則の強化ということでございます。確かに範囲は広げさせていただくことでもあります。それからこちらが状況に応じて調査をさせていただくような場合に、こういった文書ですとか物、物件の提出を、それからそれを見せていただくとか、あるいは私どもが行った質問に対しての答弁をしないと、あるいは虚偽の答弁をしたということであれば、確かに過料というもので10万円以下でこれはさせていただくというものが条例の中で決まっておるものがございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 対象者がマイナンバーの提示を拒むと。当然、個人情報、それはめったやたらに開示できやへんよということで拒否をすると。そうすると、罰則の強化の対象になると。こういう話ですよ。

ですから、マイナンバーはあくまでも任意の規定だと、提出は。そういう中で、行政側が言っても聞かんかったと。聞かないのはもう正当な理由がないと、だから罰則を強化しますよと。さらに、マイナンバーは私どもの手元にあるので、いいように使い回しをしますよと。その上で、罰則を強化をしますよと。さらに、対象の範囲も広げていくと。

じゃあ、介護保険制度というものは何ですか。これは介護保険ですよ。所得税とか、それだけでも問題はあるけど、介護保険制度という中で、罰則を強化をする。マイナンバーが提示がなくても、本人の同意がなくても、私どもは勝手にやりますよと。やれますよというあなたの説明。そういう中で、罰則を強化するだけではなくて、その対象範囲も拡大をするという点からいくと、介護保険制度とは、そもそも制度的な問題として、介護保険制度とはそもそも何ぞやと。こういうところに至るわけですよ。国民すべからくみんな悪いやつばかりだと。金をだまし取るやつばかりだと。こういう感覚なんです。それでいいのかと。そういうことじゃないはずなんです。介護保険制度とは。介護に至る、そこまで来た国民をどう介護保険の中でフォローをしながら役立てて、その人が介護に頼らずにできるように。また、介護度を上げないようにするために、制度は生かされて活用されるべきだということなんです。この趣旨から言ったら、制度そのものから言ったら、制度を形骸化をするだけじゃなくて、大骨も抜いてっちゃうという点から言ったら、まさにあなたの今まで説明された内容から含めて、罰則の強

化が何で必要なのかと。その対象をなぜ拡大するのかという点では、いまだ理解できません。きちっと説明いただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、介護保険制度というものに関しましては、今、議員がおっしゃったとおりです。これは私どもでいきますと町民の方々が本当に不安なく介護サービスを受けることができ、安心な老後の生活を送っていただけるための制度であるということでございます。

そして、この前提において調査が必要なような事例であるというようなことが前提であるかというふうに思います。マイナンバーは介護保険を利用させていただく上では確かに必要なものではありますけれども、あくまでこれはないとできないとかということではなくて、だから提出をされない方がこの調査の対象になるとかそういったような事例で決してあるわけではございません。

この介護保険を運用していく上で、その方に対しまして聞き取らせていただいたような内容に対してちょっと疑問があるとか、そういったような状況が出たような場合におきまして、介護保険の公平な運用を図っていく上でこれは調査を、ときには行うことも想定されるというような中身であるというふうに思っておりますので、もちろんこれは介護保険はそういった介護が必要な状況になりましたら、どなたでもこれは申請して利用させていただくための制度であるというふうに思っておりますので、十分、これは住民のための生かしていかなければならない制度でもありますし、その上で、時には調査が必要な事例があるのであれば、この今回の改正によりまして調査をさせていただくというようなものであるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、今回、国の補助金を受けまして、地域介護、福祉空間整備等施設整備交付金並びに介護施設等整備事業費補助金を受けて、介護施設、いわゆる特別養護老人ホームの多床室の整備、プライバシー保護のための支援を行うよということでございます。

これについて、どのような改修を行うのか。また、この対象事業費について、お伺いしたいというふうに思います。

さらに、この件につきましては、町内には特別養護老人ホームが3つあるわけですが、多床室というのは4人1部屋のまどかの郷でございますが、ほかに考えられる施設があるのかということですが、それについて、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、介護施設等整備事業費補助金ということで今回、補正予算を上程させていただきました内容について、御質問をいただいたところでございます。

こちらに関しましては、愛知県施設等整備事業費補助金交付要綱に基づきまして、地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備及び開設準備に対する経費の一部を交付するというものに対しまして、本町から交付させていただくものであるということでございます。

内容につきましては、現在、多床室ということで4人が1部屋になっておるところでございます。その中におきまして、プライバシー保護のための改修といたしましてベッド周辺のカーテンを取り払いまして可動式の間仕切りを設置するための床の改修も含めた工事を行っていくものであるということでございます。

そして、補助金算定の根拠であります、これは補助額の算定が1床当たり70万円ということになっておりますので、これに対しまして整備床数が84床を目標とされてみえるということで、掛けまして5、880万円の補助ということになります。

この補助限度額までは100%の補助となる内容でございます。そして、町内、まどかのほかにも2カ所、特別養護老人ホームがございますが、整備時期の関係によりまして多床室があるのはまどかの郷のみでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1床当たり70万円ということございまして、84床の整備というわけでございますが、まどかの郷はたしか80床だというふうに思ったわけでございますが、その辺については84床ということであります。私の記憶違いかどうかわかりませんがそれに基づいて5、880万円ということで、これは県の補助金でありますので、幸田町を通してそのまままどかの郷に交付をされるというものであるというふうに理解するわけですが、この限度額といいますかまどかの郷の多床室、これは全て県の補助金で賄って整備を行うというものなのかどうかについても伺いたいということでございます。

それから、1床当たり70万円の整備費ということでございますので、仕切りということで、これによってプライバシー保護がどれくらい確保できるのかということと、同時にまた、目が届かないと何があるかわからないという部分もございまして。そうしたプライバシー保護がされればされるほど今度は隔離ということにもなりますので、その辺の兼ね合いというのはどのようなものを考えられているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

次に、生活道路等整備費工事費の3、000万円でございますが、昨年の補正では5、000万円であったわけでございます。今回、2、000万円も少ないということで、やはり住民要望の生活道路整備というのは非常にあるわけでございますが、この住民要望がどれくらいかなうのかということと、それから、路線数について何路線考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） いただいた質問につきまして、順にお答えさせていただきたいと思います。

まず、整備総数が84床ということでございます。確かに、まどかの特養の部分は80床ということでございますが、別途、ショートステイもやってみえたわけなんですけれども、確かにそれを特養のほうに転換を将来、していきたいというような話の中で、現在、休止しております床数を今回、プライバシー保護のための改修の中に加えてみるということでございます。

そして、整備内容につきましては、この事業が聞いている範囲では、事業にかかわる部分につきましては全て県補助で行うということでございますが、県補助対象外の部分もあるかどうかはちょっと今、確認はしてはおりませんが、いずれにしてもこのプライバシー保護のためにこの部屋全体を改修していくものであるということで、この間仕切りの部分と床につきましては県補助で行っていくというものでございます。

それから、プライバシーの確保がどのくらいできるのかということでございますが、確かにカーテンで今は仕切られておるとい状況の中でいきますと、比較的、話し声ですとかあるいは音とかにおいとかがいろいろ伝わってくるものが多いかなというふうに思っておりますので、この間仕切りをつくることによりまして、全て隔離できる、1つの個室ができるわけではありませんので、カーテンよりはプライバシーが守られる状況になるということでございます。

そして、通常の運用の中におきましては、基本的には多床室のままであるということで、個室が4つできるというものではなくて必要に応じてその方のためのプライバシーのほうのための空間をきちっと確保するというような考え方の中で、このつい立によるプライバシーの保護の工事を行っていくということでありますので、常々、閉めて目が届かなくなってしまうというようなことではなくて、通常におきましては恐らく多床室の運用で介護する人の目が行き届く形での介護をさせてみえて、その方に対してプライバシー保護が重要な状況になりましたら、それを使いましてちょっと周りから隔離するような形になるというような運用であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○健康福祉部長（羽根淵闘志君） 今回の補正は、45款土木費、15項道路橋梁費、25目道路新設改良費において、当初予算1億8,600万円について道路整備事業工事請負費に3,000万円を追加補正し、25目道路新設改良費全体額を2億1,600万円とするものです。25目道路新設改良費は、道路新設改良事業と道庁整備事業の2つの事業で構成されており、3,000万円の補正により道路整備事業工事請負費は当初予算額5,600万円でしたので、補正後は8,600万円となります。

今回、補正をお願いいたします道路整備事業は、町民生活に密接に関係いたします生活道路の改良整備を事業対象としており、各要望書等に基づく現場踏査結果を踏まえ、今回の補正予算分3,000万円では側溝系の工事を9路線、舗装系の工事を7路線、合計16路線予定しております。当初予算分もございますので、側溝系の工事はこれで補正後、25路線、舗装系は17路線について対応が可能と考えております。

つまり、道路整備事業工事請負費では側溝と舗装要望が73路線、1億5,300万円に対しまして、補正後、42路線の工事を実施済みまたは予定をすることができますので、金額ベースでは43.1%、箇所ベースでは57.5%となりまして、おおむね半分の要望に応えられると考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まどかの郷の多床室のプライバシー保護におきましては、1室が280万円の工事費になるわけでありまして、それで1人当たりのベッドの平米数につきましてはどれくらいになるのか、また後でよろしいでするのでお答えいただけたらと思います。これは今すぐでありませぬので、福祉産建のときの委員会の中でお答えいただけたらというふうに思います。

ですから、この1室における工事費が280万円ということは、結構かなりのプライバシー保護が確保できるのではなかろうかというふうに思うわけですが、その辺のところ、見積もり等について全て県予算でやられるということでもありますので、やはり入居者の快適な空間づくりというのは必要であるというふうに思います。と同時に、特別養護老人ホームにおきましては、個室ということで住人のユニット型式というものをいながらやっているわけでございます。そうした点での違いというものがある中で、今回、プライバシー保護が行われていると、それが入居費といいますかそれに加えられる可能性というのがあるのかどうなのか、その点についてもお答えいただけたらと思います。

次に、この生活道路関連でございますが、住民要望の道路整備ということで、側溝と舗装工事をされるわけでございますが、まだ半分しか要望に応えられないということでもあります。現在、側溝等も有害化がされているところ、されていないところがあります。過日もございましたが、子供が自転車に乗っていて帰る途中、側溝にはまってしまってケガをしてきたというようなこともございます。そうした点で、やはり安全な道路、こういうものも整備の対象に含みながら、住民要望に応じていく必要があるかというふうに思います。そうした点で、残るものはどのように地元にお返しするのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

次に、ハッピネス・ヒル・幸田の用地購入、これがセンタープラザの借地の一部を購入をするということでございますが、これは購入面積とそれから筆数について、お答えいただきたいということでございます。

そして、その後、どのようにこの借地がなるのか、それに合わせてお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから、改修における1人当たりの床面積ということでございますので、これにつきましては正確な算定をいたしまして、委員会の中で回答をさせていただきたいというふうに思います。

それから、今回の改修によりましての入居の方への費用という面でございますが、基本的に多床室であるということには変わらないということでございますので、介護報酬上の適用は変わらないということでもありますので、この工事によりまして新たに費用を利

ユーザーの方をお願いするというものはないというふうに向っておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） この生活道路整備、まだ要望の半分程度の対応となります。

寄せられた要望につきまして、担当者にて現場を確認させていただくことと合わせて詳細な情報、状況、経過、原因等を調査しながら、現場対応に向けての実施の有無、対応のスピード感、実施方法の検討等の判断をしております。

特に、簡易作業で対応が可能や緊急に対応が必要、暫定対応でも可能などと判断した場合には、町直営班であります親切作業対応可能案件として、比較的早期の現場対応に努めております。それ以外の案件につきましては、工事発注対応案件として、さらに詳しい現場踏査や資料収集等を実施しながら、実施の現場施工に向けては区長様や地元関係者の方々とはさまざまな打ち合わせをしながら工事計画を進めていくこととなります。

このように、順番に要望に基づいて安全に留意し施工を進めてまいります。今回、残った部分につきましても、今後の対応を順次、していきたいとこのように考えております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回、追加補正をお認めいただいた上で、取得を計画をしておりますハッピーネス・ヒル・幸田の用地につきまして筆数と面積につきましては、1筆991平米でございます。

購入後の利用ということでございますけれども、現状、借地部分でございます、場所的には屋外ステージがあって真ん中のセンタープラザがありまして、その北側の芝生広場の部分でございます。ですので、通常、今後とも従来どおりの利用に供していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 生活道路におきましては、やはりまだまだ住民要望の半数しか対応できないということでもあります。やはり緊急性あるいはまた来年度回しといういろいろな対応の中で、延びたところにつきましてはやっぱり地元きちっと返していく、なぜできなかったのかということ次年度、計画できるかどうか、そのような対応もぜひ地元への対応もきちっとしていただきたいということ。

それから、やはりこまごま要望も上がってくるかというふうに思います。調査したけれども、それが漏れていたということもありますし、また同時に住民要望で漏れてきた部分というものもあるかというふうに思いますので、その都度、対応というものについては、どのくらい考えられておるのか、それに対しても要望に応えることができるのかについてもお尋ねしたいと思います。

次に、ハッピーネス・ヒル・幸田の用地購入に当たって、その後の残っている借地というのはどれくらいあと対応しなければならないのかについて、お尋ねしたいというふうに思いますので、その点についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 要望いただきました箇所の整備状況また対応が出来る部分の説明等につきましては、区長さんを通じ地元のほうへ情報を返していきたいと考え

ております。

また、今回の取りまとめ外の緊急案件の対応でございますが、案件ごとにその緊急性を判断し、親切班での対応もしくは工事発注対応案件、この分類をした後、それぞれの対応を進めていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回の用地取得後の借地の状況でございますけれども、11筆1万610平米が借地として残るという状況になります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前09時57分

再開 午前10時07分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○13番（足立初雄君） 私の質問は、丸山議員がやられた質問でありますので、簡単に終わると思いますが、まず、介護施設等整備事業補助金5,880万円についてであります。今回、この補正に計上するに至ったまず経緯についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから、今回の補正の対象となります県補助事業にかかわる経緯ということでございます。これにつきましては、愛知県のほうから、平成29年度事業といたしまして、この介護施設等整備事業費補助金に關します紹介が昨年9月にごさしまして、同月28日に町内の介護施設にこの補助金を利用する意向があるかどうか調査の上、手の上がった今回のこの件につきまして、所要額を伺って提出したものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○13番（足立初雄君） 県としては、この平成29年度予算の準備として通常のルート、時期だったと思います。大体、8月から9月にかけて来年度の予算の準備が始まるわけがあります。そういった通常の行程の中で行われておれば、当然、私の考えといいますか経験でいきますと、3月か4月には内示が来ると思うんです。それが今回、今、3月か4月に来れば、6月補正でできたのではないかというふうに思うわけですが、何か問題があって、その内示がおくれたということでしょうか、その辺の内容について、お伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回のこの補助金にかかわります事業に關しまして、愛知県のほうにこの件は問い合わせをしたところでございます。昨年9月28日に提出いたしましたこの所要額調査におきましては、平成29年度のこの件の予算編成のための調査であったということでありまして、実際、この所要額調べに基づきます内示が本年6月2日に県のほうから出されたということでございます。このことは、県自体が愛知

県総合確保基金による国から補助を受けるための動向確認が必要であったということですので、通常ですと議員のほうから3月4月には内示が出るものではないかというふうなお問い合わせでございますが、そういったような県の状況もございまして、6月になったということでございますので、実際、今回の9月議会におきまして補正のほうを計上させていただいたというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○13番（足立初雄君） 何か県と国の都合でやったということで、こちらのいろいろな手続の問題ではなかったということだと思います。

次の補助事業の内容につきましては、丸山議員のほうからの質問でよくわかりました。

それから、補助金の算定基準につきましても、84床の計画の中で、1床が70万円、1室で280万円ほどになるということでもあります。これにつきましては、定額ということだと思いますが、補助率100%になると、要するにその事業費280万円ちょっぴりであった場合は、100%補助率ということで了解はされるのかどうか、その辺について、確認をいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回の補助金算定におきましては、今、議員が申されましたように1床当たり70万円の補助限度額ということになりますので、補助限度額までの工事を行った場合は、議員が申されましたとおり補助率100%の事業になるというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○13番（足立初雄君） 事業主体はまどかの郷さんということではありますが、この事業はいろいろな経過の中ではプライバシーの保護ということで一般的には改善という方向であろうと思います。

しかし、入居者の方々の意見はそれぞれ考え方があってはないかというふうに思われますが、その辺のこの改修に伴ういろいろな問題点の把握、それからそういった入居者の方への意見の聴取などはされてみえるでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、工事を行うに当たりまして、介護空間の質の向上ということでございますので、例えば、施設におきまして介護動線等に弊害が出ることがないように、またあるいは既に入居者がいる状態での改修となるということでございますので、入居者及び家族等への事業の事前説明ですとか、改修工事における配慮というものが必要になってくるというふうに考えておるところでございます。

施設に問い合わせたところ、具体的にアンケート等で入居者の意向などを調査したというふうなことは行ってないというふうに伺っておるところでございます。当該改修は居住空間でのプライバシー保護の得心であるということでもありますので、国・県・町・施設を通じた方針であるということ、それはひとえに入居者に配慮したものであるということでございますので、細かな要求が出れば、それはもちろん伺っていくことにはなるかというふうに思いますが、現状では把握しておるところではないというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○13番（足立初雄君） プライバシーの保護ということをやりますと、コミュニケーションの機会が減ることになると思います。そういった介護として入居されている方々たちは、いろいろな不安を抱えながら毎日、生活をされておられる思うわけですが、いろいろな人たちとコミュニケーションをすることによってそういった不安も解消されてくるのではないかというふうに思うわけであります。そういった入居者の方々への精神的な面の配慮というようなことについて、慎重に検討して対応していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 介護の状況のプライバシーの向上ということでございますので、今回の工事を実施することにおきまして、現状はカーテンによる仕切りということが壁よっての仕切りに変わることによってございまして、そういった中で、これまで比較的、聞こえてしまっているような例えば、話し声ですとか振動ですとか、あるいは隣の方からの視線とかそういったような不快な要素というものがこの工事によって軽減されていくものではないかというふうに考えておるところでございます。

また、コミュニケーションの機会ということでございますので、当然、通常は多床室における状況もあるということでありますので、居室での会話も十分、できるものではないかというふうに思いますが、あと共有スペースでの会話ですとか食事におけます会話ですとか、現状と変わらぬコミュニケーションの状況は確保できていくものではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○13番（足立初雄君） 先ほどの質問の中で、利用料金はかわらないというお答えでありました。町としても、そういった面でこれからも指導をしていただくように、お願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 利用者の方の介護における質の向上ということにつながるということでありますので、この工事に関しましては、私どもも十分、施設側ですとかあるいは利用者の声も伺いながら、適切に工事が行われますように見ていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金112万2,000円というのが補正で上がってきております。これは防犯対策のために防犯カメラの設置ということでございますが、設置場所、台数などのお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金のことについて

て御質問をいただいたところでございます。この交付金を受けますのは大草山添にありますグループホームおり姫とおり姫2の2つの施設でございます。

内容につきましては、防犯上のため防犯カメラをそれぞれ施設で8台ずつ設置いたしますので、2施設で16機の設置を行うものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） おり姫とおり姫2の2施設ということで、8台ずつで16台を設置するというところでございます。このグループホームであります、町内にはグループホームというのはほかにもあるかなというふうに思うわけですが、その施設がもし手を挙げれば、交付金というのは可能かというものでございますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） もともと確かにこの交付金につきましては、介護施設における防犯上の強化というものが国を挙げて取り組むものであるというふうなことでついてきておる内容であるというふうに思っておりますので、今後、この制度が続くものであるということであれば、ほかにも手を挙げてこの制度を使っていただく介護施設が出てくれば、それは利用は可能であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） わかりました。

次に、介護施設等整備事業費交付金、これは先ほども2議員の方々質問されましたので、大体の経過はわかりました。先ほど、今回はまどかの郷の多床室の改修ということの補助金でございますが、ほかの3つの特養のほうは多床室がないということではなりました。

それで今回、まどかは多床室とショートステイのこれの多床室も改修するということでお聞きをしたわけでございますが、ショートステイというのは幸田町の特養以外の施設でもやっているのかなというふうに思いますが、そこは多床室がないというふうに考えてよろしいのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ショートステイの取り扱いにおきまして、確かに補助金の内容はプライベート空間の確保ということでございます。ちょっとほかのところはほかのショート、やっているところは他にあったかな。ほかのところでもやっておったかというふうに思いますが、ほかは恐らく全て個室の形態であったかというふうに思っておりますので、多床室におけるショートというものにつきましては、まどかというものであるというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回の補助金はまどかを対象にということでございますが、例えば、この補助金が今後も使えるようであるならば、今回は特養をということでございますが、多床室のプライベート空間をつくるということの改修であるならば、ほかのところの介護施設も対象になってくるのではないかなというふうに思うわけですので、また、そこは手を挙げなければ補助金もつかないわけでございますので、またそういう

ところがあれば、なければ結構ですけども、あればまた、この補助金のこともお知らせをしていただきたいというふうに思います。

それから、土木費の生活道路等の整備工事費3,000万円でございますが、これは整備場所だとか整備内容は今、お聞きをしました。側溝系が9件、舗装系が7件ということで、今回の3,000万円は16件を整備していくよということでございます。

昨年度もそうでしたけども、この生活道路等の整備工事費というのは、ふるさと納税が活用されたというふうに思いますが、今回のこの補正のほうも、今年度もまたそういう考えてがあるのかどうか、活用をするのかどうかということをお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回のこの福祉施設等整備事業費補助金に関しましては、特養以外の介護施設につきましては、対象外ということになってしまっております。ですので、今すぐ、ほかのそういった特養以外の介護施設がこの補助金を利用するという状況にはなっておりませんが、ただやはり今後、そういった施設に対しましての補助金制度というものができてくるような状況であれば、それは積極的に周知を図って行って、町内の施設の介護状況の底上げを図っていくように努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の生活道路の整備工事、こちらにふるさと寄附金を活用しておるかということでございます。

昨年度、ふるさと寄附金につきましては、最終的に10億円を超えたふるさと寄附金というものをいただいたということで、今年度につきましては、見通しが不透明な状況にはあったものの、当初予算につきましては強気に13億円ということで計上をさせていただいたということでございます。

結果、現在のところ好調に推移をしまして、この8月末現在においては駆け込み分、こういったものもありまして約5億円の寄附をいただいております。昨年度はこの8月末で7,600万円という御寄附だったものが、本年度については5億円の寄附ということで、かなり好調であるということでございます。

こちらの寄附者の意向につきましては、昨年に引き続き、ことしも命と暮らしを守るぞということで、安全安心に関する事業、こちらのほうが最も多く、全体の約25%をこういった事業に使ってほしいという御希望があったということでございます。

今回の補正予算の財源につきましては、ふるさと納税の寄附額については補正予算のほうは今回は計上しておりませんが、今回は税収の増、それから前年度の繰越金、こういったものが主なものでございますが、当初、不確定でありましたふるさと納税につきまして、全額を充当はしていかなかったと。一定額の充当で、あとは一財というような当初予算の考え方をしておりましたので、これだけ好調だということを踏まえまして、町民の皆様の最も身近な安全安心として要望も多く寄せられております生活道路等の整備につきまして、昨年度同様、ふるさと寄附金を活用するということといたしまして3,000万円を追加ということになっております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質疑が終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、たびたび申し上げますけれども、総計予算主義と。これ、自治法に定めがありますよね。自治法の何条で総計予算主義という見出しはありますけれども、具体的にはどういうことを規定した法律ですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 総計予算主義でございます。総計予算主義の原則につきましては、地方自治法の第210条、こちらのほうで規定されておまして、「1会計年度における一切の歳入歳出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」というふうに定められておるといふふうに理解しております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり自治法の210条で見込める収入財源は全て見込んで、住民の福祉、暮らしを守るために予算を使えよと、こういうことですよ。そうしたときに、じゃあ今回の9月補正がその総計予算主義という自治法の定めに乗ったものかどうか、そういう点であなたの見解をお聞きしたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の9月補正でございますが、当初予算で総計予算主義ということで当然、税収等、しっかり見込んでおったというものでございますが、その分、今回、実際には見込みと違っている部分というものが発生しておるといふことでございます。

具体的に申させていただきますと、まず、今回、町税の補正2億4,300万円の補正をお願いしておるといふことで、大きな金額の補正となっておりますということではございますが、まず、個人の町民税につきましては、納税義務者を前年の200人増ということで当初予算は1万8,855人というふうに見込んでおりましたが、1万9,336人と約500人の伸びとなったということ、それから、サラリーマンの給与所得も見込みを上回り4.3%の伸びがあったというようなことによりまして、今回、4,000万円の追加補正をお願いしたということ、若干、上ぶりしたということであつたということでございます。

また、法人町民税につきましては、法人税割1億2,000万円の追加、こちらにつきましては昨年末からのトランプ効果、こちらによりまして思わぬ円安となったということで、輸出関連企業の業績が上ぶれをしたというものでございまして、予算編成時の企業への聞き取りと大きく乖離していたということ。

それから、あと過年分の修正申告6,000万円の追加ということで、このどちらも当初予算編成では見込むことができなかったという部分でございます。

また、固定資産税におきましては、土地分、家屋分では減額、それから償却資産税では増額となっておりますように、ぎりぎり目いっぱい当初予算で見込んでいたということでございます。確かに過去には安全率、こういったものも見まして若干、低目に予算を見込んだといったこともございましたが、本年につきましては、ふるさと納税の財源などもありまして、財源不足のため財政調整基金の繰り入れが12億円以上なければ予

算が組めない状況、要するにふるさと納税があっても、なおかつ財政調整基金12億円以上、必要だという当初予算であったということでございますので、見込めるものは全て見込んで当初予算を編成しておいたということで、その若干の修正を今回、させていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そりゃあその場、その場で行けば、その時点でしっかり見込めるものは見込みましたよと言ってやって、まさにふるさと納税がなければ、財調は底をつきますよと言って、副町長が新聞報道をされたわけです。ね、副町長。

で、副町長に答弁いただくわけですが、副町長が、今年度予算編成に当たって新聞社から取材を受けて、ふるさと納税の趣旨がどうのこうのとは言っとれんと。ふるさと納税のなければ、財調が底をつきますよと。こういう趣旨の発言をしたと、こういうことが新聞に報道されておりますよね。それはあなたも御存じのとおりだし、私もこの問題については、今回であなたの考え方も正した。

で、今回、この補正で行けば、じゃあ財調はどうなったんだと。財調はどうされたの。総務部長は、当初予算で12億5,725万4,000円、これが当初予算で財調を取り崩して帳じり合わせをしましたよと、こういうことですよ。で、6月で3,263万4,000円、取り崩さず。今回、5億1,225万2,000円で取り崩さへんよと。先ほど、申し上げた6月の補正の段階を含めていくなれば、財調の約42%を取り崩さずだと。

ね、副町長。財調、底をついたか。まさに、あなたの言われたふるさと納税がなければ、財政調整基金が底をつくところだったと。納税の本来の趣旨とかは言っておられんよと。これが新聞報道の内容。実際、これはどうなんだ。これは毎年のことですよ。

当初予算で帳じり合わせのために、財調をやりますよと。財調を取り崩しますよと。で、財政調整基金とは何ぞやと言ったら、目的を持たない使い勝手のいい基金だと。こういうことですよ、財調というのは。そうしたときに、ふるさと納税が趣旨がどうだこうだって、当初予算を組むときに、そこらじゅうで問題になったわけだ。そうしたときに、そんなことを一々構っておられるかと。財調が底をつくじゃねえかと。9月補正で底をつきましたか。底上げしちゃったじゃん。そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 財政調整基金につきましては、年度間の財源不足に備えるため決算余剰金等を積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金であるという趣旨でございます。当初予算編成時には、財政調整基金の活用をして予算編成を組んでいくという当初予算の編成の内容でありましたけれども、先ほど、総務部長から答弁ありましたように補正予算編成時におきましては、町民税、固定資産税等々の収入が見込めたということで、今回、補正の中におきましては、そのような清算の対応上、財政調整基金のほうを取り崩さずに済んだ対応で予算編成をさせていただいておるという解釈でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはあなたの解釈なんだ。先ほど、おっしゃったとおりあなたは、

新聞報道、いわゆる記者の質問に答えて取材に当たって、あなたが答えたのは、要は納税の本来の趣旨とかどうかは言っとれんよと。これが趣旨なんだ。

その「納税の本来の目的は何だ」と言ったら、「ふるさと納税ですよ」と。いただけるものは何でもいただきますよということで、この段階でいけば総務省が3月の段階で全国の市町村に直接、指導をするという通達も出したと。そのことに対して、あなたが反論したわけだ。けつまくったわけだ。ふるさと納税の趣旨がどうだこうだなんて言っておられるか、おれのところに火がついちちゃったわと。けつに火がついちちゃったと言って、けつまくりしたその結果、やけどをするどころか9月補正では、どうなのかということをお尋ねしてる。そういう点で、答弁をいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 結果的にはありますけれども、財政調整基金につきましてはふるさと納税の好調というような形で今回の予算編成に至ったわけでございます。補正予算の形成に至ったわけでございます。ふるさと納税の趣旨につきましては、その地域のふるさとを応援するという事で寄附をしていただくという趣旨でございます。その目的にかなったふるさと寄附金であるかどうかということを見ましても、調達品、返礼品のあり方について今、問われているところで、総務省からも指導を受けておるところでございます。そういった意味で、ふるさと寄附金が適正なものであるかどうかということについては、またいろいろな議論等がありますけれども、少なくとも幸田町におきましては、そのふるさと寄附金のおかげをもちましてかなり財政の運営上、助けていただいておりますということをおっしゃったわけでございます。

今回の補正予算につきましても、そのような経緯の上で編成させていただいております。御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要はこの中で、世間が、あるいは総務省がふるさと納税の使い方について市町村に通達を出す。いうことを聞かなかつたら直接、指導にあたるよと。こういう状況の中で、この新聞報道にあなたが対応したと。

つまり、納税の趣旨がどうであろうとこうであろうと、わしんとところにけつに火がついちちゃったわと。そうしたときに、趣旨がどうのこうのなんていうことは言っておられへんよと。財調が底をつくじゃねえかと言って開き直った。どこかのあれと一緒にすぐ開き直っちゃう。で、9月になったらどうなのかと言ったら、基金43%、取り崩さずだった。先ほど来から、住民の要望がこれだけあるときに何だと。こういう指摘がされた。つまり、総計予算主義で十分、見込めるものを見込まずに、法人町民税が当初予算では2億5,900万円、補正後が4億3,900万円、つまり1億8,000万円、補正で積み増しをする。それをね、先ほど、総務部長も言われた。

そして、もう一つは前年度繰越金だと。毎年のことじゃなか。毎年、当初予算で3億円、積んで決算を打って、足らずまいがあったらちよんとやる。そんなもん毎年のパターンだと。大体、6億、一時期、9億円、10億円という前年度繰入金がある。今、大体、6億円前後で推移をしてる。それが適切かどうかは知りませんよ。だけど、それが隠し財源として扱われてきて、9月にどぼんと出して、出したものは全部、基金に積ん

でっちゃんよと。住民の要望がどれだけあっても、わしゃあそりゃせやせえへんと。仕事らしき仕事をせずに、せっせ、せっせ基金に積み込んでいく。目的のある基金であれば、私は何も言わない。

しかし、財政調整基金とは、まさに使い勝手がよくて、その時々の中の考え方ひとつでどうにでも取り崩したり積み上げたりため込んだりと、こういうことができる基金ですよ、財調というのは。まさにその典型的な内容じゃないですかと。ですから、私は通告の中にも、「仕事らしき仕事をせずに基金に積み込んだではないでしょうか」ということをお尋ねしてる。答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今回、財政調整基金のあり方ということで議論されておるわけでございますけれども、今回、将来への不安というか財政運営上、するときに、調整基金をいかにうまく活用していくかということは、いろいろな御意見等、あるかと思っておりますけれども、今回は税収の浮き沈みとそして財政調整基金の積立によることは将来の財政構造に対する少しでも安定した財政の運用をしていきたいということでございます。その都度、住民要望等に対する施策については、多少、変動があるかもしれませんが、やはり今回、一番のこの補正予算の編成組の形成の形が一番、適正であるという解釈のもとに、今回、補正予算を提案させていただいておるものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そりゃあどんな場合でもそうですよ。当初予算もしかり、補正予算もしかり。そして、年度末の3月補正もしかり。みんな適正に見込んで適切に対応したと。そんなこと当たり前ですよ。いや、不適切です、見通しはございませんけど、まあぶっちゃけた話でちゃんと積んでおきましたなんて、そんな答弁するわけねえじゃねえか。嘘がばれてもともとなんていうのは議員だけで結構だ。嘘がばれるようじゃなくて、現実にそういう直面したときに、あなた方が使う言葉は、「適切、適正」だと。

で、それを検証するのが次に聞きますけど、決算ですよ。決算に至る前に、こうした補正、補正が積み重なって、ふるさと納税の趣旨がどうのこうのなんて言っとれるかと。ふるさと納税がなければ、財調が底をつきますよと。こういうあなた方自身の考え方、あなた方と言っちゃあ御無礼だな。副町長が言った。だからそういう点で行けば、将来不安にうまく調整できる、こういうことです、私はそれはやり方としてはそうであろうと。しかし、この内容から、この内容というのは新聞報道の内容からいくと、まさに世間が言われるふるさと納税の趣旨として総務省の出した通知の内容、それに対して、あなたが開き直ったという感覚はおかしいではないですかと。それは、財調が底をつくだよと。そんなことは当初予算のときに、全部、町長が「財政は厳しい。先行きを見通し。じゃによって帳じり合わせのために基金を取り崩しましたよ」と。財政が厳しいで、うんと先行き、見通しがなくてねえと。誰でもそうですよ。そう言って、問題はこれからです。

住民の要望がありながらも、住民の要望に応えずに、財政は極めて厳しい。先の見通しはなかなかできんと。これは枕詞っていうんだ。そういう中で、ずっと過ぎてきて、この9月でいけば、財調を取り崩したと。そして、恐らく12月、3月の補正では、さ

らに積み増しちゃうわな。12億円、取り崩したやつを、今度は13億、14億くらい、何だかんだで、まずなあと思ったら、次年度繰越金を出せばいいわけだ。こんな知恵ばっかつけてとってもしょうがないわけだな。

だから、あなた方自身がもっと税収をきちっと適格に把握をし、住民の要望にどれだけ応えていく。町の政治や町の財政運営をどうするのかと。それがなければ、仕事らしきせず、仕事もせずに、「はあ、大変だ」と言ってるのと一緒ですよということを申し上げてる。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今回、決算におきまして、ふるさと納税の関係の寄附金が10億円近くいただいたと言っただけだということで、全国の方々の期待に応えるようなまちづくりのいろいろな事業に使っていきたく思いますけども、新たにこういったふるさと納税制度の拡充もしていきたいし、また、新たな財源確保の安定化等々を考えながら、住民サービスの向上にさらに努めていきたく思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑が終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第43号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、新たに国の補助金としまして、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金というのが634万3,000円、補正で組まれておりますけれども、この国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金というのは、どういうものなのか説明をいただきたいと思っております。

それから、次に、歳出のほうで、財政調整基金の積立が3,034万5,000円積み立てるようになっておりますけれども、この財調の積立金残高が幾らになるか、残高についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 今、議員のほうから国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということで、お問い合わせのほうをいただいたところでございます。

この補助金は、持続可能な医療保険制度を構築していくために国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立に伴いまして、次年度から県単化が行われるということでございますので、都道府県及び市町村における国民健康保険事業の効率的な執行を支援するために、電算処理システムを構築するということが必要になってきますので、この制度の円滑な運営のため、国が交付する補助金です。これに基づきまして、現在、町の国保システムについて必要に応じて今、改修のほうを行っておるというものでございます。そして、その補助率が変わったということでもありますので、今回、補正予算のほうを計上させていただいたものでございます。

そして、あと財政調整基金の積立残高ということでございます。今回、9月補正をお認めいただいた場合、年度末におきましては1億8,009万3,438円というのが年度末基金残高になる予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国の補助金というのは、来年の都道府県化に合わせて電算システムを変えていくというそのための補助金ということでございますけれども、補助率が変わったということにつきまして、どのように変わったのかお答えいただきたいというふうに思います。

それから、この電算システム、今、移行作業に向けて作業中であるというふうに思いますけれども、これが歳出のほうで出てこないということでありまして、これは継続ということで歳出のほうはなかったのかということでありまして、その点についてはいかがでしょうか。

それから、財政調整基金について、1億8,000万円の国保基金の積立残高になるということでございます。来年度に向けて、国保税が引き上げにならないそのためにも、この財調を有効に活用しながらやっていくということで1億8,000万円も積み立てているという現状があるわけでございます。そうしたためのこれから来年度に向けてどのようにこの基金の活用をしていくのか、これについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから、まず補助率が変わったということのお問い合わせでございますが、当初、確かに本来、平成29年度で行うべきシステム改修の内容につきましては、当初計上のおり430万円の国庫補助がついておったというものでございます。それが今回、1,064万3,000円の補助がつくという内示に基づきまして、国庫金の補助内容を634万3,000円増額したというものでございます。

国からの通達によりまして、これを国の補助を増額したというものでございますので、実際に行うべき業務が新たに発生するというものではありませんので、歳出予算の新たにふえるという内容ではございません。

それから、財調基金におきましては、当然、国保の円滑な運営に関しまして、そういったときのために基金は積んでいくということでございますので、基本的に確かに医療給付が増大することによって町の支出がふえていくことが求められたときには、当然、これはやはり基金を一旦、予備費に繰り入れながら支払いに充てていくというこういった形の支出になっていくということでございます。

もちろん、それが保険料の値上げというものに対しましても有効に使われるというような形で直接、保険料の充当のためのこれを取り崩すという直接的な目的はございませんけれども、やはり運営上、必要な場合においては、基金のほうは有効に使わせていただく予定であるというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 当初、システム改修に430万円ということで、それが1,064万3,000円のシステム改修費ということで、その差額の634万3,000円が補助金として交付されるよということでございますが、この電算システム改修、システム改修につきましては、じゃあ幾らかかるのかと。かかった分だけ国が、これは手当をするということなのか、それとも来年度に向けて市町村がなかなか移行作業ができない

という中で、この分が追加になったのかどうなのかということでもあります。

国のほうでは、都道府県化に向けて二転三転しているわけですし、試算におきましても3回目、今度、4回目ですかね。そのように変わってくる中で、電算システム改修が間に合わないとやりきれない、こういう現状の中で国のほうが増額をしたのかということですが、その点についてはどうかということでもあります。

それから、財調の基金の引き上げを抑えるための手当ということにつきましては、以前も引き上げ、据え置きをしていくためにこの財調を取り崩して引き上げを抑えてきたという経過があるわけでもあります。今度、来年度の都道府県化に向けては、非常にこの試算が二転三転してくる中で、幸田町の国保税がどうなるのかというのは住民の関心の的でもあるわけでもございまして、何よりも幸田町の国保税は県の中でも高い国保税となっているわけでもあります。そのためにも、やはりこの国保税の引き下げ、誰でも払える国保税にしてほしいというのが願いでありますので、そのためにどう近づけていくのかということも、やはり今回の都道府県化に向けて考えていかなければならないわけでもあります。そのためにも、これをどうしていくのかということでもありますので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、システム改修にかかわる部分でございますが、確かに今、今回の大幅な制度改正に行いまして、それに対しますシステム改修が必要となってきたということでもございまして、本年度、こういった関連では1, 279万8, 000円の事業費を見込んでおるといふものの中で、やはりこれはどこの市町も行っておるもので、国が円滑に制度移行を果たすために負担割合を増加していらっしゃるというふうなことを考えておるところでございます。

ですので、当然、次年度の開始時それ以前には、このシステムは完成しておってスムーズな移行が図れるものであるというふうにしていく考えであるというものでございます。

それから、確かに財調基金の今回、1億8, 000万円というような残高になってくるということでもございますので、当然、積み立ててきた目的もそういった本町の国保制度の円滑なる安定的な制度の運用に係ってくるというものでありますので、当然、今回、保険料に関します住民の方々の関心も高いということでもありますので、保険料の大幅な増額にもつながらずにスムーズな制度が移行できるように、この基金に関しましてもその目的に応じまして有効にこれを使用していきたいというふうな考えでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑が終わりました。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第44号議案の質疑を行います。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護給付費準備基金の残高について、お聞きをいたします。

新たに7,012万1,000円の積み立てを行うわけでございますが、これによってどれくらいの基金残高になるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 介護給付費準備基金の残高について、御質問をいただいたところでございます。今回の補正予算をお認めいただいた上で、年度末の基金残高は1億4,748万1,000円となる予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、第7期の介護保険料についていろいろと介護保険計画も立てながら、次年度の介護保険料も決めるわけでございますけれども、今、非常に介護保険料も毎年、1期ごとに幸田町の介護保険料も基準額が300円ずつ大体、引き上がってきているわけでございまして、非常に負担増となってきたわけでございます。

この介護給付費準備基金につきましては、1期ごとの3年間の分の調整ということで行ってきているわけでありまして、当然、来期、第7期の介護保険料の引き上げ抑制にも役立てる、こういうことも行ってきた経過があるわけでございます。そうした点におきまして、この第7期に向けて介護保険料、もうこれ以上、上げてもらっては困ると、非常に年金から取られるわけでありまして、これが非常に負担増となっておりまして、年金も引き下げられ、さらに介護保険料が上がれば、高齢者の生活への不安というのが高まるわけでございます。そうした点で、安心して介護保険も受けられるこのような制度にしていく、そのためにも抑制に役立てる考え、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員がおっしゃいますように現在、次年度からの介護保険事業計画第7期の計画策定につきまして、作業のほうを進めておるところでございます。

そういった中で、確かに6期におきましては、現在、基準額4,100円ということをお願いをさせていただいているところでございます。確かに議員が申されますように、なかなかもととなる年金がなかなか上がらないといった状況の中で、介護保険料が上がっていくということに関しましては、確かに高齢者の方の生活にもかなり影響が出るということは十分、こちらとしても考えているところでございます。

そういった中で、やはりこの7期におけますサービス料を集計いたしまして、その財源といたしましても保険料を初めとしてこういった基金を十分、有効に活用していきながら、介護保険料の引き上げにつきましては極力、抑える形で計画が立てられるように今、検討はしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護給付費準備基金というものにつきましては、3年間の例えば、給付費がぐっとはね上がったときの対応とかいろいろなそういうものに使う分ござい

ます。ですから、3年ごとのものでありますので、十分その趣旨を生かした形の中で、保険料の引き上げ抑制に役立てていただきたいというふうをお願いをするものでありまして、これで終わります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから申されましたように、現在、7期の介護保険計画の中で、そういった保険料に関します算定につきましてはそういった趣旨を十分、踏まえながら、これにつきましては算定の計画を進めていきたいというふうに思っていますので、また、御意見等、いただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑が終わりました。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第45号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第46号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一般会計歳入歳出決算についてであります。法人町民税の一部国税化、この影響で幸田町への税収への影響というものも出てきているわけがございます。その影響について、お聞きをするわけですが、今回のこの決算年度における法人町民税の一部、国税化の影響についての額、それと、さらに消費税増税による影響額がどうなったか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 法人町民税の一部国税化の影響額ということでございます。

この法人町民税の一部国税化の影響額につきましては、当時、法人税割額におきまして平成26年度決算ベース、19億5,600万円にて試算しますと、税率が12.3%から6%へと2分の1以下に下がるため、全てに影響を及ぶ平成31年度では9億5,400万円となり、10億200万円の減収になるというふうな試算をされ、大変、大きな影響が出るのが想定され、新聞等でも大きく取り上げられたということでございます。

しかし、平成27年度以降につきましては、課税標準であります企業の法人税自体が大幅に減少したため、平成27年度における一部、国税化の影響額、こちらのほうは12.3%から9.7%でございますが、こちらにつきましては9,200万円の減収と、大きな影響にはなりませんでした。

しかし、当然ではございますが、法人税割の税収は、平成26年度の20億5,000万円から5億1,000万円と、15億4,000万円の大幅な減収となっております。

いうこととございます。

お尋ねの平成28年度におけます一部国税化の影響額でございますが、法人町民税の税収が平成27年度に比べ増加したため、2億6,000万円の減収の影響が出ております。

それと、消費税の増税の影響額でございますが、こちらにつきましては平成28年度では2億9,600万円の増収となりまして、法人町民税の国税化の分それと消費税、差し引きしますと3,600万円の増収になっておるということとございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 法人町民税の一部国税化の影響で、平成28年度は2億6,000万円の減額になったということとあります。これを例えば、制限税率まで引き上げた場合、これがどうなるのかということとございますが、平成28年度での計算をしていただきたいということとございますが、その制限税率まで引き上げた額はその影響額について、幾らになるのかお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この平成28年度決算の数字からの試算ということとございますが、平成33年度には6%というのが全てに適用されるということとございますので、もしこの決算と同様の試算で行いますと、5億5,000万円ほどの減収になるというふうに見込んでおります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、平成33年度には6%になるということですね。制限税率まで平成28年度の決算における法人町民税を制限税率まで引き上げた額は幾らになるのかということとありますが、この一部国税化の影響は2億6,000万円の減収になったよと。当初の12.3が9.4になったときには2億6,000万円への影響があったわけとございますが、それがプラス制限税率までこの9.4にプラス制限税率まで上げた場合は、これはどれだけになるのかということとございますので、その分の試算をお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） どうも済みませんでした。

この平成28年度決算ベースで制限税率によります課税で試算しますと、2億5,000万円の増収となります。ただし、例えば、超過税率を採用している県内の14団体のように資本金1億円以上の5法人以上に対してのみ超過課税採用の場合は2億2,300万円の増収となるように試算をしております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど、副町長は「新たな安定財源の確保」ということで答弁がございましたが、やはりこの新たな安定財源の確保ということからも、今、法人町民税の一部国税化ということと言うならば、これをやはりきちっと位置づけられている制限税率まで引き上げる、こういう施策をとることではなかろうかというふうに思うわけとあります。

現在、企業の業績が上向きということとされてきている中で、資本金10億円以上

の大企業における内部留保が過去最高になったということで報道がございました。このように法人税につきましては、減税をするということで国の施策として行っているわけですが、その減税が従業員の給料に反映されず内部留保に回ってしまうということになってきているわけございまして、このように法人への制限税率の引き上げというのは何ら問題はなかろうというふうに思うわけでありまして、やはりこれは安定財源の確保のためにも法人町民税の制限税率までの引き上げをすべきではないかというふうに思うわけでありまして、その点について、再度、答弁をいただきたいと思っております。

次に、小・中学校の図書の本数率でございまして、資料を出していただきました。

小・中学校においては、今、本離れが進んでおります。御承知のように、インターネット等による電子書籍もかなり普及してきているようございまして、しかしながら、やはり小・中学校におきましては、調べ学習とかいろいろな本に触れ合う機会というのが大事でございまして、そのためにも司書を配置をしながら本の入れかえ、古い資料については入れかえをしながらやってきているというふうに思うわけでありまして、この中で、南部中学校におきましては97%というふうに低くなっているわけございまして、ですから、そうした点で、例えば、この充足率が100%を達成していても資料として古い資料があれば、これは充足をする内容になります。そうした点で、厳密にどういふような充足率を用いるかということも、これは資料によって変わるわけございまして、その辺のところもきちんと体制づくりをして、そして新しい資料を子供たちに提供すべきだというふうに思うわけでありまして、そうした点で、まずは南部中学校の充足をどうしていくのかということございまして。

あそこにおきましては、それぞれの階に図書を配置をしながら、子供たちに本に触れ合う機会をふやしてきているわけでありまして、にもかかわらずこのように低い充足率になってきているということでありまして、そうした点での改善もしていくべきではなかろうかというふうに思います。

次に、就学援助についても実数も資料で出していただきました。今、貧困率が問題になる中で、この就学援助費の支給がふえてきている状況の中で、その中でも例えば、小学校の入学準備金等も引き上がってきているわけございまして、ですから、これをやはり国の基準の倍化というようなことで、次年度にきちっと生かすということもあるわけでありまして、また同時に、中学校においては野外学習も宿泊を伴う学習につきましては、これは実費補助というのが原則ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、そうした点での充実、これについてお尋ねしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 制限税率までの引き上げということございまして、自主財源の確保策といたしまして、法人町民税について超過課税を実施をしておるとするのは県内54団体中14団体、約25%が実施をしておるとございまして、そのうち、不交付団体につきましては1団体、これは小牧市でございまして、小牧市のみが実施をしておるとございまして、その他の16の不交付団体は超過税率を適用していないという実態。

また、この自動車関連企業が多く不交付団体の多いこの西三河におきましては、交付

団体であります知立市のみが超過税率を実施しておるといのが実態であるということ
でございます。

また、昭和44年の旧自治省の通達によりますと、地方団体は税政上の特別の必要が
あると認める場合のほかは、できるだけ標準税率によって課税することが望ましい。ま
た、超過課税を行っている市町村の中には、超過課税が固定化されている向きも見受け
られるが、このようなことは本制度が設けられている趣旨からも適当でないと考えられ
るので、特別な財政需要がある場合を除き、その解消に努めることというような通達も
出されておりました、特殊事情等がある場合のみ認められているというのが原則であ
るといふふうに理解をいたしておりますので、現時点で幸田町のほうでこの制限税率ま
で行うということは考えていないということでございますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、図書の実率率についてでございます。

議員、おっしゃいましたとおりこの図書の充実につきましては、学校のクラス数とそ
れからその学校で何冊、本があるかという関係の中で、達成率というのが計算されるわ
けでございます。今回、お示しをさせていただきました資料、南部中学校が唯一100
%を切って97%ということでございますが、先ほど、議員、おっしゃいましたよう
に単純に本がたくさんあって達成率が100%を超えてたらいいというものではござい
ません。時代に合わないもの、古い本は処分をした上で、この計算にあわせた達成率を
出すというのが本来あるべき姿であるということ、私どもも100%を超えていれば
いいというような単純な認識は持っておりません。

そういう状況の中で、南部中学校につきましては、今回、古い本を処分をさせていた
だく中で、全体の蔵書数が減ったことに伴って100%を結果的に割ることになってしま
ったという状況で、私ども反省しておるわけでございますけども、この分については処
分した本以上に追加をしていく中で、100%達成するような努力をしてまいりたいと
思います。

それから、就学援助に関係してでございます。議員、おっしゃるとおり新入学用品費
につきましては、長年、議会の中でも御指摘をいただいております入学前の段階での
支給ということで、経済的に苦しい家庭を援助していくという議会からの御提言をいた
だく中で、それを受けまして、この3月から初めて新入学用品費を入学前3月で支給を
してきたという努力をしてまいりました。

また、この単価についても、おっしゃるとおり国の単価が上がってきたということで、
それについては重く受けとめて対応をしていきたいというふうに考えております。

また、校外活動費についても、ちょっと基準では実費ということになっておりますの
で、そのありようについて検討していきたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昭和44年の自治省通達を持ちだされましたけれども、現在は平
成29年であります。それで、国が一部国税化、これは特殊事情じゃないですか。

本来、自治体の課税権が認められている法人町民税につきまして、国が召し上げをす

るという、こういう特殊事情、これが特殊事情と言わずに何ていうんでしょうか。本来、認められていたものが、国が勝手に一部国税化の名のもとに召し上げをしたわけでございます。ですから、こうした特殊事情に多用するために、なぜ今まで頑張ってきて住民の暮らしを支援するためにも、やっぱり税収が潤う、こういう目的の中で、企業誘致をしながら頑張ってきたわけでございますよね。ですから、そうした町政に対するこれは国の大きな裏切りだというふうに私は思うわけでありませう。

本来、補償しなければならない自治権が侵されるわけですよ。それを特殊事情と言わず何ていうんでしょうか。ですからそうした点で、本来、認められている制限税率いっばいまでの税率を課す、これは自治体として当然だというふうに私は思います。

ですから、例えば、本来、国が負担しなければならない先ほど言いましたこれは就学援助、例えば、保育園の運営費、こういうものも不交付団体だからということで一般財源化対応して幸田町には何ら国からの支援がない。こういうものも自治体が負担しなければならないんですよ。本来であれば、これは国が国庫負担金としてやってきていたものが打ち切りになったという、こういう大きな問題がある中で、やはり自治体として課税権、これを行使をするのは何ら特殊事情じゃないというふうに思うわけですよ。

ですから、そうした点で言えば、例えば、ことしは夏、非常に暑かったですよね。毎年、暑いわけですがけれども、もう本当に小学校や中学校の教室に入ったら、もう暑くて暑くてとても勉強ができないという子供たちの学習環境を保障していく、これが制限税率まで上げてこの税で賄いましょうという特別な事情で課税をしていくと。これも目的にかなったものではないでしょうか。ですから、やっぱり子供たちの学習環境を整えるために、制限税率いっばいお願いしたいと、こういうことでやっていく、その姿勢がやっぱり大事ではなからうかと思ひます。その点について、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員、言われました特殊事情の関係、確かに言われる部分も御理解できる場所もたくさんあります。ただ、制限税率まで上げる、基本はやはり標準税率というものが当然、標準でございますので基本であるということで、「特段の事情がある場合は」ということでの制限税率となっております。

一部国税化も、特殊事情の1つではあるとは私も思っております。ただ、これは国に対しての特殊事情、要するに国が一部国税化、召し上げていくということでの特殊事情でありまして、例えば、負担をしていただきます企業にも理解をしていただけるそういった特殊事情でなければ、やはりならないと。各自治体の特殊事情ということになってまいりますので、例えば、言われるように今、12.3から6%まで下げていくということでもございまして、さらにまたこれを下げるといふようなそんなことがあるようでしたら、当然、またこれも検討すべきことではあるかなとは思っております。そういったことでもあります、現時点で幸田町だけの特殊事情でもない、国全体の事情でもあるということもございまして、原則である標準税率、これについては現時点ではこれで行きたいというふうには考えておりますけど、将来につきましては、またそのときに検討させていただきたいというふうには思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど、部長が言われました県内54市町村のうち14自治体が制限税率、超過課税を実施しているよということで、そのうちの不交付団体のうち小牧市が実施をしていると。小牧市の事例というのは、どういう内容なのか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、例えば、この知立市、今、交付団体でございますが、この知立市が制限税率まで引き上げるということで超過課税を実施をしたときには、これは目的があつてこれを引き上げをしたんですよね。そのときは、名鉄高架の問題でかなりの市費を投入しなければならぬということはどうにもならない、こういうことで超過課税を実施をされた経過があるわけございまして、それが継続をしているわけございまして。ですから、そこそこの自治体の事情というものもあるかというふうに思いますが、しかしながら、幸田町におきましても当初予算で言われましたようにふるさと納税がなかったら、とても財政が回っていかないと、こういうようなことでふるさと納税に期待をするよということをおっしゃって来ているわけございまして。

ですから、この一部国税化の影響というもの、やはり幸田町にとっての財政の大打撃、これは誰しもが思うことございまして。そのためにも、例えば、北中の校舎、これもRC構造ではなくてプレハブ校舎しか、とても財政的には建築できないと、こういうような状況が毎年、毎年、起こってくると。そういうための打開をどう安定財源を確保するか、これがやはり1つの超過課税の実施ではなかろうかというふうに思うわけあります。

資本金10億円以上の大企業におかれては、国の減税効果が庶民に回らず、これが内部留保に回ってしまったというようなことも裏づけされている中で、やはり私は、大企業にも応分の負担をしていただかなければならないと思います。そのために、再度、これを見直すべきだと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、今、御質問いただきました小牧市の関係でございます。済みません、小牧市の事例の内容については、承知をしておりません。

例えば、知立市、今、議員が言われましたように知立市につきましては、名鉄の知立駅の高架事業、この財源確保ということで、あくまでも時限的な実施をしておると。当然、1年ではございませんけれども、時限的な実施というふうには聞いておるということございまして。

安定財源の確保というのは、当然、必要になってくるということでございまして。こういった法人町民税の税率の低下分につきましては、例えば、固定資産税だとか償却資産税、こういったことも期待できるということで、当然、企業誘致といったものも法人町民税が大きく期待できなくてもそういった固定資産税関係、こういったものは当然、期待できるということでございまして、そういった企業誘致の積極的な推進といったことを図っていくということ。

それから、当然、行政改革だとか歳出削減、こういったものもそういった方策もいろいろ用いて財源確保には努めてまいりたいと考えておりますので、当面はまだこの標準税率でいきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君千代子君の質疑が終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時39分

再開 午後01時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） お願いをします。

幸田町は現在、人口もどんどんふえておりまして4万人を超えております。当然、高齢者の数もふえてきております。

ところが、このえこたんバスの乗車の数を見ると、どんどん減っておるなあと。人口もふえ高齢者もふえておるのに、なぜこういったコミバスに乗る人が減ってくるのかなあというこの不思議について、ちょっとお尋ねしたいというふうに思っております。

平成28年度のえこたんバスの利用状況を見ますと、年に5万7,964人が5万3,786人と、マイナス4,178人の利用者減という状態であります。一日にしまして17人も利用者が減ってきたと。これはどういうことかなということで、平成26年度からの推移を人数、車いす、日平均の順にお聞きしたいと思いますので、お願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） えこたんバスの利用状況の推移ということでございます。えこたんバスにつきましては、平成26年度から4ルート6便という形で運行させていただいておるということでございます。

人数、車いす、それから日平均ということで、平成26年度から説明させていただきますと、まず平成26年度につきましては、延べの利用人数が5万6,276人、車いすの人数が9人、日平均では221人。平成27年度につきましては、延べ人数が5万7,964人、車いすの人数が15人、一日平均では226人。平成28年度につきましては延べの人数が5万3,783人、車いすがゼロ人、一日平均では209人ということで、この平成28年度につきましては減少しておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この利用者の中には、スクールバスとしての利用者もカウントされていると思いますが、スクールバスとしての利用者は一体、何人なんだろうなあということで、何人でしょうか。%もわかりましたら、お願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） スクールバスということですので、私のほうからお答えをさせていただきますが、スクールバス、いわゆるコミュニティバスを使ったスクールタイプでの利用の実績でございます。

3カ年の実績を報告させていただきますが、平成26年度が1万5,707人、平成

27年度が1万6,203人、平成28年度が1万5,102人ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 済みません、%を。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） %でございますが、平成26年度が1万5,707人割ることの、先ほどが5万6,276人でしたので27.9%、平成27年度が1万6,203人で総利用者が5万7,964人ですので28.0%、平成28年度が1万5,102人割ることの5万3,783人ですので28.1%という状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 済みません、%まで求めまして申しわけありませんでした。それで、スクールバスとしては約26%から27%、28%に近いのがスクールバスとしての利用であるということがここでわかりました。

車いすが、平成28年度になって利用者がゼロというふうになっております。これは、この車いすの場合も、車いすを乗せたりおろしたりする、要するにリフトを使う場合とそうじゃない場合の形があると思いますが、リフトを使う場合がゼロなのか、または車いすに乗る人がおらんくなったのかということについて、細かいですがお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 車いすの利用の関係でございますが、リフトを使用して車いすに乗られた方というのは、この3年間はお1人もおみえにならなかったということで、過去には平成24年度にはリフトを使用されて乗られた方がありますが、それ以降は車いすはリフトなしで運転手のほうが乗せるというような形で補助をして乗っていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 車いすのリフトつきなんだけども、その利用者が今までにないということがわかりました。

福祉タクシーの料金助成というのを見ても、昨年度よりも35人、金額にして40万円ほど福祉タクシー料金助成がふえております。約40万円くらい料金助成がふえている。このこととえこたんバスの車いすの利用者の減というのは、どのような関連があるのか、ないのかについてお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、福祉タクシーの利用が伸びておることに関しまして、えこたんバスの利用が逆に減っていることの関係についてということで質問をいただいたところでございます。

幸田町の福祉タクシーにおきましては、障害者の移動手段支援といたしまして、自家用車を所有しない障害者の方の外出支援をするという目的でタクシー料金の助成を行っております。支給対象者の中に、身体障害者1級から3級という方がおみえになっております。こういった方々にお配りをさせていただいております。こういった方、タクシー料金所精算の中にもえこたんバスを車いすを

利用されるという方は、決していないということではないというふうと考えられると思っております。

ただ、今回、タクシー利用が増加したということに関しましては、発行枚数が増加したということによりまず対象者がふえたことによる利用料金の増加が恐らく主な原因であると思われませんが、えこたんバスを車いすで利用していた方の減がタクシー助成の増額に明確につながったとは言い切れませんが、決して可能性がなかったというわけではないというふうにも思うところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） いわゆるこのえこたんバスで車いすを利用するという使い勝手の悪さがこのタクシー利用につながってるんじゃないかというふうに、私は数字上、見てそんなような気がしておりましたのでお聞きしました。

昔から二兎を追うものは一兎も得ずというようなことわざがございますが、えこたんバスも始めた当初は福祉循環バスということで始めまして、それが二兎目を求めましてコミバスに変わってきたと。それがさらに、三兎目を求めてスクールバスになってきたと。要するに、1つのバスが3つの目的で使われるようになったというのが今の現状かなあというふうに思っております。

それで、その3つも使えばそれだけ利用者がふえるかという、そうではないと。利用者は、今の話のように減っておるわけですから、いろいろな多目的に使えば使うほどバスの利用者というのは減っていくんだなあというふうに私は感じております。いろいろな施設設備をもちろん多目的にすればするほど、これは利用者がふえてきますよね。1つの施設を別の目的にも使えるようにすれば、いろいろな利用者がふえてくるわけですから、施設設備でいえば多目的にすれば、それは比例して利用者はふえてくると思います。ところが、バスというのはいろいろな目的に使えば使うほど反比例するんじゃないかなあ。要するに、利用者はふえてこないというふうに私は感じるわけです。

やはりここは原点に戻って、えこたんバスを多目的化せずに福祉バスは福祉オンデマンドバスという形で独立させて、えこたんバスは買い物や病院や役場やその他、エレベーターのある駅へ行きやすいようにするようなコースに組みかえることが必要かなあというふうに思っておりますので、このところコミュニティバスの管理運営事業について、見直しが必要かと思いますが、その辺についての考えをお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 交通政策にかかわるところでございますので、企画部のほうでお答えさせていただきたいと思えます。

こういったそれぞれ目的の異なる交通トリップといったものの1つの方式で対応しようとするところはかなり無理があるところは御指摘のとおりでございます。また、無料によって福祉巡回バスを継承する形でのコミュニティを行ってるとというのが、今のコミュニティバスの大前提になっているところがかかなり難しい今の選択の状況になっているということでございます。

いろいろな面で、経費の増大とかそういった面も含めていろいろ検討するわけですがけれども、今、バス交通を取り巻く環境はかなり変化してきていると、高齢化社会も含め

て、また、バス事業者の関係も含めて、またいろいろ公共サービスの面でもと、いろいろな面である中で、最近ではそういった人とモノの移動の見直し、人・モノ移動革命と
いってますけども、そういった部分でいろいろな交通政策に関して見直しがされてくる。

また、平成25年には、交通政策基本法が施行されてタクシー事業者も公共交通だ
というような形で、例えば、近隣では乗り合いタクシーが岡崎、西尾、蒲郡ではいわゆる
バス会社とかタクシー会社、もしくはNPOがそういったもので地域一体となって行政
指針のもとで実施されてるということでございますので、こういった面を交通施策の部
門としては、ここ今、都市交通マスタープランで、前回にもお答えさせていただいたわ
けですけども、関係する部署、企画政策課を初め財政課と福祉課と学校教育課、そうい
ったスクールタイムの関係も含めた学校教育課のその4課で今、検討を始めておるとい
うところで、まず、7月4日に一度、行いましたけども、今後こういった検討を含めて
進めていきたいというふうに思いまして、今の御提案につきましてもいろいろこの中
でも議論をしていきたいというふうに考えておる状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 最初にも言いましたように、幸田町の人口もどんどんふえておるし
高齢者もふえておると。その中で、バスの利用者は相対的には伸びてないということが
言えると思うんですよね。

原因としては、いろいろな多目的に使うために、かえってそのことがブレーキになっ
ているんじゃないかなあと。スクールバスを取り入れたために1万五千何人という人数
が確保できているのは事実ですが、これがなかったとしたら、もう本当に惨めなような
バスになってしまうので、そういうことはやっぱり1つの何か目的を、2つも3つもす
るのではなくて、目的の1つずつを削って、それぞれが独立した運営をすべきであると、
私は思いますので、この見直しはぜひ考えていかないと、毎年、毎年これだけの人数が
出て報告が出ますけども、一向に何も改善されていかないのが残念だなあというふうに
私は思っておりますので、お願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） さまざまな交通政策の中で、今、御指摘のスクールバスについ
ても、これは特定の児童、特定の乗車という形になりますし、ある意味、大型の、中型
のバスですけどもいわゆるデマンドとして行っているというような見方もできないこと
はないと思いますので、こういった政策について、また、先ほど、申し上げたように福
祉施策としての部分、どうしてもコミュニティの中で切り捨てはできないということで、
いわゆるコミュニティバスの中でも継承してきている福祉巡回バス、無料の福祉巡回バ
スを継承しながら、また今後も福祉施策の展開としては、先ほど来、申し上げてるよう
な別の小型化とかいろいろな乗り合い、ジャンボタクシーみたいなものですね。そうい
ったものも含めた福祉施策としての展開も視野に入れながら、今後の全体的な交通政策
を考えていく必要があるんじゃないかなということが、この庁舎内での研究の中でござ
いまして、なおかつこの事業については、今まで無料で展開してきたわけですけども、
こういったことを有料化ということも視野に入れながら、また民間への委託とか民間参
入、こういったものも考えながらいろいろと取り組んでいきたいということで、今、御

提案いただき、すぐにでもというふうなことはなかなか対応できないわけですが、今後の施策展開の中ではそういったものを、いわゆる福祉巡回バスから発展してきたコミュニティバスをどう福祉とそのコミュニティと、その辺も仕分けをしながら取り組んでいくような形がよいのではないかとということで、研究をしている状況でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑が終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 平成28年度の予算の対応と施政方針につきましては、昨年3月2日の定例会初日に町長から説明されました。午前9時17分から10時8分、約51分間の話でありました。その中で、冒頭の見出し、いわゆる大見出しは、「さらなる子育て環境の充実したまちの実現に向けて。多世代に心地よいなめらかなまちを目指して」と、こういう内容であります。

その内容をこの決算を通して検証したときに、どういう環境がつけられて、多世代ですから、すべからくその住民だというふうに善意に解釈しまして、多世代に心地よい政治、まちの質というものが、この決算を通してどんなふうの実現をされたのかと、まずその点から答弁を求めたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成28年度の予算の対応と施政方針からということで、もとのこの基本方針というものにつきましては、子供が健やかに育ち、子育て家庭が安心してゆとりを持って子育てができる、さらなる子育て環境の充実したまちの実現に向けて、重点施策である子育て支援を中心に後年度負担を配慮した選択と集中の視点に立ち、行政運営を進めることを基本方針ということが大前提の基本方針となっております。

その中に、今、言われました「さらなる子育て環境の充実したまちの実現」こちらについてでございますが、こちらにつきましては、平成28年度の一般会計の歳出の総額が対前年度で13億4,100万円ほど、10%増ということでございますが、その増の要因となったというものにつきましては、子育て環境の充実ということでの新規事業、こちらで約8億5,000万円を占めておるということでございます。

主な事業といたしましては、幸田小学校のほうの校舎の増築、また、認定こども園の関係の施設整備費や給付費といったもの、あとは新規児童館の建設の準備だとかそういったものを行っておるということでございます。

また、多世代の関係でございます。サブタイトルとして挙げさせていただきました「多世代に心地よいなめらかなまちを目指して」ということにつきましては、防災だとか安全対策、これら全ての世代にわって共通する施策への配慮ということでいろいろな配慮のほうをさせていただいたということでございます。

その後、防災やなんかの配慮につきましては、例えば、消防自動車の整備だとかそれから道路照明の更新だとか、そういったことも行われてますし、特に多世代、高齢者関係となってまいりますと、老人福祉センターのエレベーターの改修工事を行ったりだとか、あと金額的には大したことはありませんけど、医療とか福祉の介護マップの作製だ

とか、若年性認知症のフォーラムの開催だとかこういった多世代に配慮をして事業のほうを行ってきたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 総務部長の一生懸命な答弁姿勢は何えます。

しかし、むなしいね。予算ですから、何でもありだから何でも。今、言ったけど、あれもこれもこれもみんな多世代だよと、みんな、なめらかだよと。こういうことにつながるのは当たり前ですよ。だけど、あえてここで、多世代に心地よいと、何が心地よいのか。何がなめらかなのかということをお聞きしとるんであって、あれもこれも書き込めるから全部、書き込んだと。まあ、苦勞したなあ、思いがけず、苦勞かけたなあということだなと思うけれども、空虚だな。

町長の答弁の内容も一緒。言葉だけがひとり歩きして、内容がないなあというこの施政方針について、あなたがどうなのかと言ったら、あれもこれも書き込むというのは答弁になってへんのよ。的を絞って、何が心地よいのか、何がなめらかなのかということの説明していただきたい。あれもこれも全部、書き込むってということじゃあない。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 少なくともまずこれは、子育て支援というのは1番の目標と、重点項目であるということで事業のほうは行ってきたと。その中で、多世代にもなめらかに配慮してという部分につきましては、先ほども少し説明させていただきましたけども、例えば、児童館に関しても多世代で交流ができるような児童館、そういったものを考えていく。

また、老人福祉センター、こういったものもエレベーターをつけるというようなことで利用のしやすい、なめらかに利用できるというような施設にしていくというようなことで多世代にわたって事業を行ってまいったということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、そういうものを言葉でやったとして、文書として施政方針として多世代に心地よい、なめらかなまちを目指してという内容が、あれもこれも全部そうですよといえれば全部そうなるのは当たり前ですよ、予算ですから。

あなた方のこの予算なり決算なりが、どういうふうに読み上げて見ていくかと言ったら、何でもありですから、そうしたことが施政方針で述べた内容が決算の内容が何かと言ったら、全部そうですよと言ったら、これは全然、話にならへんがな。話にならんということは、施政方針そのものが言葉がひとり歩きをし、字面が並んでるなあということでしかないでしょう。そうでしか受け取れんわけですよ。

その施政方針から含めてどうなのかということと、もう一つは、この施政方針の中で、第1から第6までずっとあるわけですが、その中で、第3に産業振興という形の中で載っております。これは10ページになります。

冒頭、上のほうに、第3に産業振興。その後です。「幸田から全国、世界へ」と。町長、独特のぶち上げたわけだ。じゃあ、この中で、幸田から全国へ何を発信したのか。幸田から世界へ、どういうふうに羽ばたいたのか、説明をいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 多世代に心地よいという意味におきましては、幸田町の場合、現在、先ほどからも出ておりますけど、人口もどんどんふえておると、それから新興住宅街もいろいろできておるということでございまして、新興住宅地の住民、それと既存の集落の住民、それから子育て世帯とそれから高齢者の世帯、こういったものの地域間や世代間、こういったものにおける隔たりのないまちづくり、こういったものを目指すという思いで予算のほうを編成させていただいたと。

それに伴い、先ほども申し上げたような事業のほうを展開してきたということが今回のこのメインテーマ、それからサブタイトル、こういったものの実行してきた内容だというふうに理解をしております。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） ただいま議員のほうから産業振興そして世界に向けてのアピールにつきましてとはいうところでございますので、新産業における所管の企業立地課のほうから、お答えをさせていただきます。

世界に向けてというところは、以前から総合戦略で名古屋大学等と連携し、自動走行と低温プラズマ。

自動走行につきましては、新聞紙上に県内では非常に珍しく町道規模において幸田町が取り上げられておるというところをメディア等で発表していただいたおかげで、まずは世界に向けての第一歩としてのアプローチができたかなあというふうに思っておりますのでございます。

そして、もう一つの新産業の自動走行の次に来る低温プラズマにつきましては、名古屋大学さんが低温プラズマの特許申請を図り、現在、その特許の技術に向けて町内外の企業と連携を受けて推進をしておるというところでございます、まだまだ果実を取るまでにはなりません、世界に向けてのアピールだけは何とかできておるであろう斯様に思っておる次第でございますので、御理解いただければ幸いです。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 立地監が今、とくとくと述べられたけれども、私は、町長の施政方針の内容でその第3として、見出しに「幸田から全国、世界へ」という内容が具体的に何なのかと。そして、この施政方針の中には、いろいろ書いてあります。プラズマ云々なんていうことはどこに書いてあるの。勝手につくってな、町長を一生懸命、よいしょよいしょと。そりゃあまあわからんでもないわ。けども、施政方針が決算の中で、どう反映されたのかといったときに、施政方針のない内容をとくとくと述べたら、町長を2階に上げてはしごを取ったのと一緒。こういうことですよ。

もっと具体的に言えば、この幸田から全国へ世界へという中で、想定できるなあというのは、島原ふるさと産業祭りなど町外のイベントへの参加を通したPRやマスコミを利用した宣伝効果をやってきますよと。これしかないわけでしょ、具体的にね。幸田から全国へ、世界へ。そして島原が終着駅なんだと。あなたが別に真剣に考えとらんで、町長は知らん顔して、おれの、どうやってカバーしてくれるかなって。あんた答弁せんでもいい。

そういう中で、ここで行けば、今年の11月6日から7日にかけて、総勢100人、

島原に訪問に行きましたよね。そういうことでしか伺えんではという。369万6,000円、約400万円。400万円を使って議員の全員も行かれた。私も行った。行ったら、町長、にこっとした。こいつはやられるって、ばかなこと考えておったらあかんぞ、な。だから結局、幸田から全国へ世界へ、そして島原が終着駅という内容がこの施政方針に示された。そして、決算を見て指摘できる内容だろうなというふうに思うわけです。

町長、いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 平成28年度の大綱における多世代から心地よいなめらかなまちを目指してというようなことから、今いろいろ、お話があったわけでありますけども、そうありたいと願うのは常に我々はやっていきたいと、そういうふうにあるけれども、しかしながらそれが100%かなうかと言ったらかなわない部分もあります。

しかしながら、それを肝に銘じて次のステップを踏んでいきたいと、そんなことを思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長の御説のとおりだと。私もそうだと思うんです。何もね、私はそういうことを求めても、誰でもこうありたいと、こうありたいという形の中で次の一歩を進めていく。だからそうしたこの一般論の問題じゃなくて、幸田町という行政を進めていくときに、予算と施策はどういう方向でやりますかというふうに、あなた自身が述べた内容が予算の中に生かされとるのか。生かされとるわね。約370万円使って、町民100人が島原交流したんですから。

しかし、その内容は、幸田から全国へ、世界へですよ。島原じゃないですよ。島原も含めたということですけども、これを見る限りは、おお、幸田町が全国へ、世界へ羽ばたいていくなあと。はあ、ほいでどこで羽を休めて休んじったかと言ったら、島原じゃん。だから、そういうぶっかけをやって、字面がひとり歩きして実態として伴ってないじゃないですかと、この施政方針はということですよ。それは決算から見て指摘しとるわけです。いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員がおっしゃるような見方もそれはできる部分もあるかもしれせん。

しかしながら、私どもは常に幸田町は小さな西三河9市1町の町であって、いろいろな形では近隣から非常に幸田町というのはいろいろなことをやってるということでの見方はしていただいている。何もない町が、なぜこれだけ一緒に頑張ってもらえるのか。

先日も、テレビを見ておりましたら、歴史だけを踏襲しながらやってる町というのは発展してないと。何もないような町が一番、発展してる。それはやはり、一つ一つが町には何とかこの町を持続させたいというみんなの気力があって、今、町の職員もそうでありますけども、私の大綱に基づいていろいろな所管で頑張ってくれているということだと思います。大きな鏡がありまして、それがあから余計、動けないというようなところもあるみたいでありますけども、我が幸田町はそういう意味では、将来に向かって

一生懸命、頑張っていくというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私も、幸田に生まれて七十数年、たったと。私は幸田町を誇りに思ってる。この町がどういう町であったとしても誇りを持っております。そして、これからも生きていくだろうと。それは1つは、先人たちが作り上げてきたさまざまな労苦の上に、今、幸田町があると。つまり、平たく言えば、ローマは一日にして成らずと。こういうことでないと、「我があれだ」と言ってね、幾らやったって、それは先人の礎の上に私どもが立ってる。それをさらに発展させていく、これが行政をつかさどる者の、そして行政をチェックしていくのが議会の役割だといったときに、じゃあその指針となるものな何なのかと言ったら、予算であり検証するのは決算。その予算は、町長の施政方針に述べられた内容ですと。その施政方針の内容が矛盾はあっても中身なしと、こういうことに尽きるような内容じゃないですかということをお願いしてるわけなんでね。一般論として、余り曖昧にさせていただくと、状況というのがおかしくなっていくなあとというふうに思うわけですが、そこら辺はどうですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は、いろいろなこのキャッチフレーズといいますかそれぞれの見方がたくさんあるんじゃないかと思えます。人それぞれによってこの見方がタイムリーだなとか、これ、なってないじゃないかとか、いろいろな見方はあるだろうと思えますけども、我がこの4万、今、970になりました。4万970の人がやさしく、なめらかなといいますかお互いに住みやすいというような感覚で、この町に住んでいただければいいなということを目指していきたいというふうに思っています。

ですから、このタイトルにつきましても、今後、伊藤議員が納得されるようなそのようなタイトルもひとつ検討していきたいなということを思っております。

ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑が終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この9月議会に提出をされている議案、予算も決算も全部、含めてですが、提出者は誰なのか。提出者は町長ですよ。この決算につきましても、すべからず全部、一つ一つの決算認定1号から8号まで、誰が提出者かと言ったら町長ですよ。町長が提出したこの議案について、ちょっとまずかったかなあというのが2号から8号まで、すべからずある。それは何なのかと。

この決算書で行きますと、194ページ、実質収支に関する調書というのがございます。これは議決の対象でしょうと。対象じゃないと言われるなら、「そんなもの、おまえの勝手な判断だ」と言っていたのは結構だと。

しかし、実質収支に関する調書は、それぞれの認定議案にかかわって提出をされ提案をされて、議会の議決対象として処理をされていくと。私はそういうふうに理解しとる

わけですが、認定2号の中で、この実質収支に関する調書、一言も触れられてないわけです。あえて触れる必要はないと言われるなら、その理由を述べていただきたい。これは、ちょっとまずかったなあ、不手際だったなあということであれば、それで結構です。どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 実質収支に関する調書ということで、特別会計において私がそれについて説明不足であったということだと思います。

大変、恐縮ですが、過去、前任の町長からずっとそこはやってきてないので、私も何とかおかしいなと思っておりまして、そういうことを事務方と調べましたらそのような状況があるので、それでこのようになっておりますけれども、今後、それにつきましては、一般会計同様、私のほうでこの実質収支に関することについては述べさせていただきます。こうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうふうね、手は抜かないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

ただ、その中で気になったのは、「過去の町長云々」という話をされました。私は、そういう問題が、過去は随分前だと思います。一般会計については、町長が提案説明をして、特別会計は担当の部長が全部、説明したんですよ。具体的に名前を言ってはまずいもんだな。福祉担当の部長がここを省いた。省いて、不規則発言で「何だ」と言ったら、「あ、済みませんでした」と。「ちょっと気がつきませんでした」と言って、それは訂正されたんでね、それ以降、ずっと途中から町長が提案した議案ですから、町長が全部説明するのが常識じゃないかといって議会のほうから言われて、それぞれの担当部長が特別会計の決算を報告する、説明をするというのはなくなりまして、今の形になっております。まあ、そうした点も含めて経過があるということだけ申し上げて、町長がそういうことですので私はそれでぜひこれからもその形で臨んでいただきたいということをお願いして。それから、ついでに議長、立ったついでで申しわけないですが、3号以降、この関係につきましても同様の質疑通告をいたしております。この内容につきましては、先ほど町長が答弁をいただきましたので、この関係につきましては質疑は行いませんので、よろしく議事運営をお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 了解いたしました。

14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国民健康保険の加入者の18歳未満の子の均等割の対象者人数と対象額、掛ければいいわけでありませぬけれども、その金額についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ただいま本町の国民健康保険におきます18歳未満の子に係ります均等割の対象人数と対象額ということで伺いをいただきました。対象人数は本年の4月1日におきまして、18歳未満の者ということで、771名です。それで、それに対します対象額は合計で2,343万8,400円という金額になります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 加入者のうち18歳未満の子が771人で2,343万8,400円ということですが、こうした均等割につきましては前々から質疑や議会でも取り上げてまいりましたけれども、こうした国保税の負担軽減、そのためにもこの18歳未満の子の均等割について廃止、あるいは減免をする考え、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。来年度から都道府県化するというので、そうした点におきまして18歳未満の子の減免をしている自治体もあるわけでございます。そういう関係上、幸田町でもぜひ負担軽減のためにも減免の考えについて来年度からする考えについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 18歳未満の子どもに係ります均等割の減免ということでございます。

これまでも確かに機会を得て減免に関しますお考えをいただいているところでございます。ただ、制度におきましては、世帯課税主義ということでございまして、被保険者の均等割というものは個々の被保険者の負担能力にかかわらずに世帯主の方に対して課税をさせていただいているというようなものでございます。

そして、この低所得者の世帯につきましては、まずは法定減免であります被保険者の均等割と、それから世帯割、平等割の7割、5割、2割の軽減というものをまずは行わさせていただいておりますし、それに適用されない低所得者や母子家庭などの世帯には一定の基準の中で条例減免により均等割と平等割の2割軽減も適用するというような制度も持っておるところでございます。ですので、今、さらなるこの均等割にかかわりまず減免については、もちろんそういうお考えとしてはいただいているところではございますが、現状の中ではそのものを具体的に実施するという考え方は今のところちょっと持っていないというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） お聞きをするわけですが、県下の中で18歳未満の子の均等割の減免、これを実施している自治体というのは何自治体でどこがやっているか把握をしておられたらお答えいただきたいというふうに思います。

それと、都道府県化によって、それぞれ自治体ごとに減免規定を持っているかというふうに思いますけれども、やはり都道府県化によって今の国保税がどのように変わるかということからいたしましても、さらに制度の拡大という点で考えていく案件ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、そうした点におきまして、再度、答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから18歳未満の子の均等割の軽減を行っ

ておる県下の市町村の状況ということで伺っておりますが、ちょっと今明確になっておる資料をちょっと今持っておりませんので、ちょっと後ほどお伝えさせていただきたいというふうに思います。

そして、当然こういった国保制度の運用の中で機会あるごとに、この均等割の軽減についてのお考えは確かにいただいております経緯はあるということではございます。今回、制度が大きく変わっていく中のもので、そういった考え方ももちろんさらに負担が減るといった考え方の中では取り上げるべき課題ではあるというふうには思っておりますけれども、ただ、ちょっと今、それを明確にちょっと軽減を新たに拡充していくというような考え方にはちょっとまだなっていないということで、引き続き、これは検討のほうは進めさせていただくということであるということではございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 後期高齢者医療広域連合が決算認定を行いましたけれども、その中で広域連合議会の中でも問題になったわけでありまして、葬祭費につきまして未申請が相当数出ているということでありました。そこで、幸田町の申請漏れ、未申請はあるかないか、あったら件数と額、これは1件5万円ではございますので、そして、またその対応などを問うものでありますが、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 初めに、先ほど済みません、答弁が十分できませんでした。県下におきまして、この均等割の減免を行っておる自治体でございますが、私のほうで一宮市のほうが実施しておるという内容は把握しているところではございますので、県下ではこちらの一宮市ということではございます。

そして、後期高齢者医療特別会計におきます葬祭費の未申告ということではございますが、8月末現在におきましては葬祭費の未申告は1件、金額は5万円ということであるということではございます。ただし、この1件につきましては、既に電話等の連絡におきまして、近々申請に来ていただくという話になっておりますので、葬祭の未払いはなくなるということではございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この葬祭費につきましては、喪主である方が申請によって、この葬祭費を受けることができるという内容であります。そうした点におきまして、やはりこの、例えば高齢者、ひとり暮らしの高齢者の場合ですと、これが漏れてしまう可能性だってあるわけではございます。そうした点で、幸田町におきましては、過去にそうした案件があったのかどうかお尋ねしたいというふうに思うわけではございますが、今回の場合は1件だけということで、その後、電話連絡による対応がなされ、今、申請漏れがないようにしているということでありましたけれども、過去にはそのままにしてほかってお

いた事例というのはあったのか、なかったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに後期高齢者医療広域連合から葬祭費の未支給者一覧というものが毎月送付されてくるという中で、その中で確かに広域連合の中におきまして未支給であったということの事例がその中に載ってくるわけでありまして、その中には幸田町で2件過去にあったというふうな記録になっておるところでございます。

1件は、町が葬儀を行ったということでございますので、これに関しましては、この葬祭費の支給対象にはなっていないものが1件と、それからもう一つは確かに特別養護老人ホームのほうに入居されていた方がお亡くなりになられまして、葬祭費の対象にはなったわけではございますが、こちらのほうも手続のほうを行うために来庁いただくように対応のほうもさせていただいたところではありますが、相続上の手続が整わないということがございまして、そのまま時効になってしまったものが1件あるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護保険料と利用料の減免規定があるわけですが、これは介護保険の第3期のときに、たしか拡大を、減免規定を拡大されてきた、こういう経過があるわけですが、その後、見直しをするというようなことを言いながら、見直しがされていない、そうした関係上、介護保険料の軽減措置、これに対する減免対象が少ないということで、少ないわけでございます。

施策の成果の説明書の中によりますと、保険料の減額影響分が34人で、28万4,000円というふうになっております。利用料の減免対象、これについて答弁がいただきたいわけですが、これが何人で減免額はどのようになるのかということでございます。

いずれにいたしましても、この介護保険料の利用料の減免の対象拡大、引き上げをする、その考えについても伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうからいただきました。今年度、施策の成果におきまして、介護保険料の軽減に対しましては34名の28万4,000円ということで提示をさせていただいております。

当然、介護サービスを受けるに当たりまして、利用料の軽減というものが行われて

おるわけでございます。利用料の軽減について、今、申しわけございません。今、ちょっと明確に、ちょっと今、利用料がどこまで軽減させていただいておるのかということについて、ちょっと詳しい資料が今、手元にありませんので、また後ほど加えて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

確かに、制度を使っていただくに当たりまして、当然、必要な方に対します保険料、あるいは利用料の軽減というものが必要になってきておりますので、状況を見て、これは当然また拡充のほうも考えていかなければならないものであるというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護保険料につきましては、これは介護保険の特別会計からで示されているわけでありまして、利用料につきましては、これは老人福祉費のほうから減免ということで負担軽減25万円というのが出されているわけでありまして。これが人数にして何人かという、そういう明確なものが示されていないがためによくわかりにくいと、どのようになっているかということでありまして、それぞれこうした軽減についてはどれぐらいの対象者があって、どのようになっているかということが示していただきたいというふうに思います。

引き上げを考えているよということでございますが、第7期の介護保険事業計画の中におきまして、どうなのかということでございます。それについてもお答えいただきたいと思っております。

次に、介護保険料の所得階層別人数について資料要求をいたしました。これにつきまして出していただきましたが、施策の成果説明書と同じ内容であったわけですが、これが監査委員の資料の歳入歳出決算審査意見書、この中に書かれてあります結びのところの中で、賦課人数について書かれている部分があるわけですが、これが8,537人ということで、決算書では8,303人となっているわけでありまして、ここで人数が違うわけでございます。これは決算でありますので、これは締め日は同じ額というふうに思うのですね。それが違っているということはどういうことになるのかと。それについて説明がいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、利用額の負担軽減措置のことについてでございますが、28年度におきましては、済みません、10人の件数が80件で、24万9,852円というのが利用額の負担軽減を行わさせていただいた数値でございます。

それから、賦課人数のところでございますが、確かに8,537名という数字ですね。こちらにおきましては、現年度の課税のみでなく、現年度におきます過年度課税ですとか、あるいは滞納繰越分、こういったものですね、こういった賦課といいますか、方々への賦課の件数も含めた形で計上をさせていただいたものが8,537名ということでございます。そして、現年のみの課税をさせていただいた方の人数が8,303ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 利用料の減免が10人ということで、これは対象が80件あった

ということで、老人福祉費の中に含まれている25万円というのと同じ金額でございまずので該当するかというふうに思うのですが、いずれにいたしましても介護保険料につきましては34人、それから利用料の減免については10人ということで、非常に少ない人数になっているわけであります。

そういうことから考えますと、やはり第3段階まで、これは減免対象になっているわけですね。それがここの中にございますように、いずれにいたしましても第一段階が667人、第二段階が402人、第三段階が328人と。それから、第四段階も一部含まれるのですかね。1,455人というふうに、いわゆる80万、120万の、この枠の中の範囲の中で減免が行われるわけでありますよね。ですから、そうした点からすれば非常に少ない。ですから、これは対象者に周知されていないということなのか、それとも、なぜこのようになったのかを伺いたいというふうに思うわけであります。いずれにいたしましても減免措置の拡大、これをやはりきちっとしていくべきではなかろうかというふうに思います。

次に、監査委員からの結びの件につきましてはわかりました。これにいたしましては滞納繰越分も含んでいるよということであります。しかしながら、やはりこうした点で分析はそれぞれあるかというふうに思いますけれども、やっぱりこの私たちも見るときに、こうした数字の比較はしますので、決算年度において実数がどれだけあったのかということも大事ではなかろうかというふうに思いますので、こうした資料によって質問をして明らかになるということではなくて、わかるようにやっていただきたいというふうに思うわけであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから利用者、あるいは保険料の減免に対する周知が不足しているのではないかという御指摘でございまず。確かに制度として本町は設けておるものではございまずので、そこに適用される方々が、やはりその制度を利用して、適切に利用を図っていただく、あるいは保険料を負担していただくということが必要であるというふうに思っておるところではありますので、さらなる、これは必要な方にはこの情報をきちっと届けて、軽減の措置を行う、あるいは受けていただけるようにこれは努めていきたいというふうに考えておるところでございまず。

また、介護の保険、賦課人数などの数値でございまずが、こういったものにつきましては、まずはこちらのほうから数値を出して、監査事務局を始めとした各部署に数字のほうはお伝えしているところではございまずので、そういったところがきちんと数値が統一できて、例えば、違う数字であるなら、またその前提条件ですね。この条件におきましては、この人数になりますというふうなところを明確にして、資料において誤解がないように、これはしていくものだというふうに考えているところではございまず。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

本件は取り下げられました。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

本件は取り下げられました。

以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号の質疑を行います。

本件は取り下げられました。

以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第9号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま、一括議題となっております第40号議案から第46号議案までの7件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る9月26日までに取りまとめ、9月27日の本会議で報告願います

委員会の会場はお手元に配付のとおりですのでよろしくお願いいたします。

日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第9号までの9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、平成28年度決算認定の9件は議員15名を決算特別委員会委員に選任し付託することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いいたします。

委員長の互選は、9月14日、木曜日、午前9時より議場においてお願いします。なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により年長委員であります11番、池田久男君にお願いします。

審査の結果は9月26日までに取りまとめ、来る9月27日の本会議で報告願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では9月12日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、9月12日の本会議は休会といたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、9月12日の本会議は休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。
本日は長時間御苦労さまでした。

散会 午後 2時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年9月11日

議 長

議 員

議 員